

市町村農業振興地域整備計画
の管理等に係る事務処理要領

令和8年4月

岩手県農林水産部農業振興課

目 次

《 本 文 》

第1	趣旨	1
第2	農業振興地域の区域の変更	2
第3	基礎調査に基づく市町村整備計画の変更（定期見直し）	4
第4	「基礎調査に基づく市町村整備計画の変更」以外の変更（随時変更）	9
第5	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画	13
第6	農用地区域内における開発行為	19
第7	農用地区域内外における違反開発	22
第8	市町村農業振興地域整備計画達成のための措置	25
第9	景観農業振興地域整備計画の策定及び変更	27
第10	転用を伴わず農用地区域から除外する土地について	30

《 様 式 》

【様式第1号】	（農業振興地域の区域の変更調書）	32
【様式第2号】	（基礎調査実施報告）	33
【様式第3号】	（事前協議書）	36
【様式第3号別添1】	（農用地利用計画の変更概要）	37
【様式第3号別添2】	（農用地利用計画の変更内容）	38
【様式第3号別添3】	（変更一覧）	39
【様式第3号別添4】	（事業計画概要書）	40
【様式第3号別添5】	（除外検討表）	43
【様式第4-1号】	（計画変更案の縦覧公告）	44
【様式第4-2号】	（変更理由書）	45
【様式第5-1号】	（事前協議を行った場合の変更協議書）	46
【様式第5-2号】	（事前協議を行わない場合の変更協議書）	47
【様式第5-3号】	（都道府県面積目標への影響を緩和するための措置）	49
【様式第6号】	（計画変更の決定公告）	50
【様式第7-1号】	（大臣あて計画書の送付）	51
【様式第7-2号】	（知事あて計画書の送付）	52
【様式第8号】	（事前協議回答書）	53
【様式第9号】	（変更協議の回答）	54
【様式第10号】	（振興計画の策定協議）	55
【様式第11号】	（振興計画策定協議の回答）	56
【様式第12-1号】	（振興計画案の縦覧公告）	57
【様式第12-2号】	（策定理由書）	58
【様式第13号】	（振興計画の参考様式）	59

【様式第 14 号】（開発許可申請書）	72
【様式第 15 号】（開発許可申請書の送付）	74
【様式第 16 号】（開発許可に係る市町村の意見書）	75
【様式第 17 号】（開発許可に係る農業委員会ネットワーク機構の意見聴取申請書）	76
【様式第 17 号別添】（開発許可申請調書）	77
【様式第 18 号】（開発許可指令書）	78
【様式第 19 号】（開発不許可指令書）	79
【様式第 20 号】（開発許可通知書）	80
【様式第 21 号】（開発許可後の工事進捗状況報告書）	81
【様式第 22 号】（工事完了報告書）	82
【様式第 23 号】（開発許可台帳）	83
【様式第 24 号】（開発許可状況報告書）	84
【様式第 25 号】（違反開発事案報告書〔市町村用〕）	85
【様式第 26 号】（履行完了届出書）	86
【様式第 27 号】（履行完了届出書の送付）	87
【様式第 28 号】（履行状況報告書）	88
【様式第 29 号】（違反開発事案処理簿）	89
【様式第 30 号】（違反開発事案報告書〔振興局用〕）	90
【様式第 31 号】（通知書）	91
【様式第 32 号】（命令書）	92
【様式第 33 号】（勧告対象事案報告書）	93
【様式第 34 号】（勧告書）	94
【様式第 35－1 号】（補助事業と農業振興地域制度との検討表〔市町村及び振興局用〕）	95
【様式第 35－2 号】（補助事業と農業振興地域制度との検討表〔本庁用〕）	96
【様式第 36 号】（農業振興地域整備計画変更協議台帳）	98
【様式第 37 号】（農業振興地域整備計画変更協議状況報告書）	99
【様式第 38 号】（景観農振整備計画策定（変更）事前協議書）	101
【様式第 39－1 号】（景観農振整備計画（変更）案の縦覧公告）	102
【様式第 39－2 号】（策定（変更）理由書）	104
【様式第 40－1 号】（事前協議を行った場合の景観農振整備計画策定（変更）協議書）	105
【様式第 40－2 号】（事前協議を行わない場合の景観農振整備計画策定（変更）協議書）	106
【様式第 41 号】（景観農振整備計画策定（変更）の決定公告）	108
【様式第 42－1 号】（大臣あて景観農振整備計画書の送付）	109
【様式第 42－2 号】（知事あて景観農振整備計画書の送付）	110
【様式第 43 号】（景観農振整備計画策定（変更）事前協議回答書）	111
【様式第 44 号】（景観農振整備計画策定（変更）協議の回答）	112
【様式第 45 号】（農用地区域から除外する土地の定義）	113

市町村農業振興地域整備計画の管理等に係る事務処理要領

平成 13 年 4 月 1 日農振第 41 号

岩手県農林水産部長

最終改正 令和 8 年 4 月 16 日農振第 63 号

第 1 趣 旨

1 この要領は、農業振興地域制度の適正な運用並びに市町村農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）及び景観農業振興地域整備計画の適正かつ円滑な管理に資するため、具体的な事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

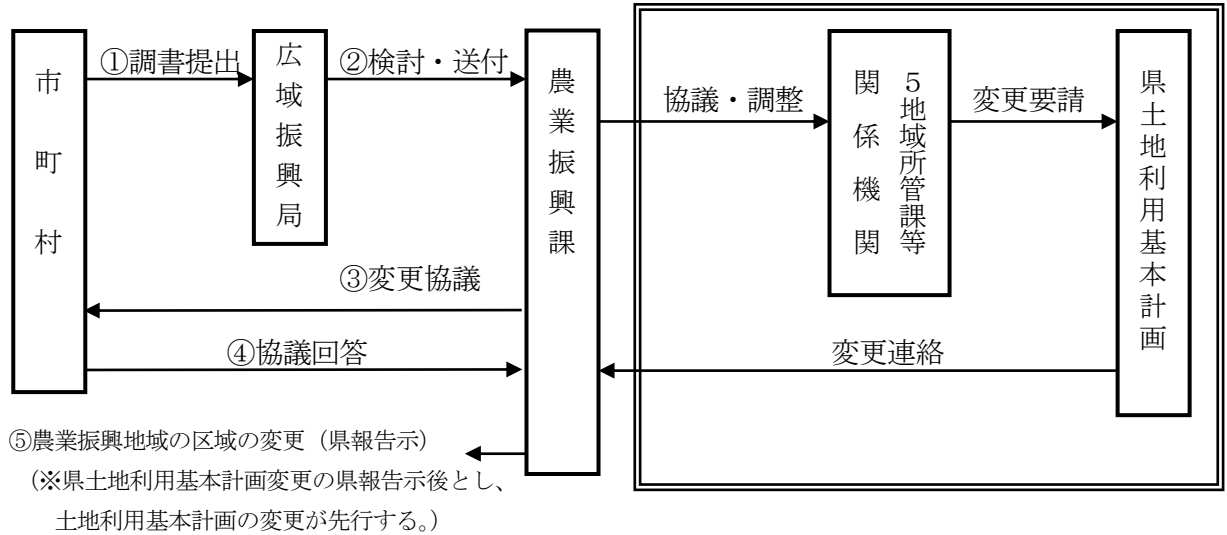
なお、この要領において、左欄の法令等の名称については、右欄の略称を用いるものとする。

法令等の名称	法令番号等	略称
農業振興地域の整備に関する法律	昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号 (最終改正 令和 6 年 6 月 21 日)	法又は農振法
農業振興地域の整備に関する法律施行令	昭和 44 年 9 月 26 日政令第 254 号 (最終改正 令和 7 年 3 月 31 日)	政令
農業振興地域の整備に関する法律施行規則	昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号 (最終改正 令和 8 年 4 月 13 日)	省令
農用地等の確保等に関する基本指針	最終変更 令和 7 年 6 月 27 日 農林水産大臣	基本指針
農業振興地域制度に関するガイドラインの 制定について	平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 C 第 261 号 農林水産省構造改善局長 (最終改正 令和 7 年 6 月 27 日)	ガイドライン
農業振興地域整備の推進について	平成 14 年 11 月 1 日農振第 1179 号 農林水産事務次官	推進通知

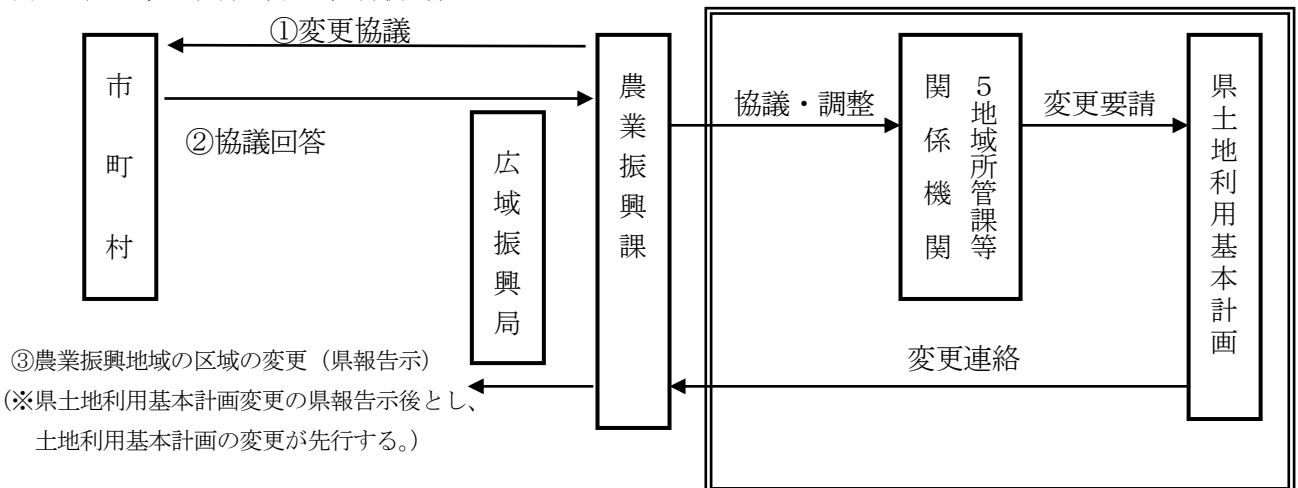
第2 農業振興地域の区域の変更

1 事務の流れ

(1) 市町村要請の場合



(2) 県主導の場合 (市町村合併等)



注1) 上記(1)、(2)の図中 内は、県土地利用基本計画の変更に係る事務手続きであること。

注2) 上記(1)、(2)の農業振興地域の区域の変更については、農業振興課、広域振興局及び市町村役場において、県報掲載後は図面の縦覧を要すること。

2 事務処理の内容

(1) 市町村要請で変更する場合

ア 市町村長は、農業振興地域の区域の変更を要請する場合は、農業振興地域の区域の変更調書【様式第1号】に所要の資料を添付のうえ、所管広域振興局農政担当部長（以下「振興局農政担当部長」という。）に、毎年度岩手県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）が指定する期日までに提出するものとする（流れ図番号①）。

イ 振興局農政担当部長は、アに定める書類を受理した場合は、検討結果を添えて農林水産部長へ送付するものとする（②）。

ウ 農林水産部長は、イに定める書類を受理した場合は、当該変更要請内容を検討するとともに関

係機関と調整し、適当と認められる場合は、法第7条第2項において準用する第6条第4項の規定により関係市町村と協議するものとする(③)。

エ 農林水産部長は、ウによる協議を了したのち(④)、指定した農業振興地域の区域の変更手続きをするものとする(⑤)。

(2) 県主導で変更する場合(市町村合併等)

ア (1)に定めるほか、農林水産部長は、農業振興地域の区域の変更が必要と認められるときは、関係機関と調整のうえ、法第7条第2項において準用する第6条第4項の規定により関係市町村と協議するものとする(①)。

イ 農林水産部長は、アによる協議を了したのち(②)、指定した農業振興地域の区域の変更手続きをするものとする(③)。

(3) 公告

法第7条第2項において準用する第6条第5項に基づく公告は、岩手県報に登載して行うものとする。

農業振興地域の区域の変更後の図面は、市町村及び広域振興局並びに農業振興課において縦覧するものとする。

(4) 事務処理を進めるうえでの留意点

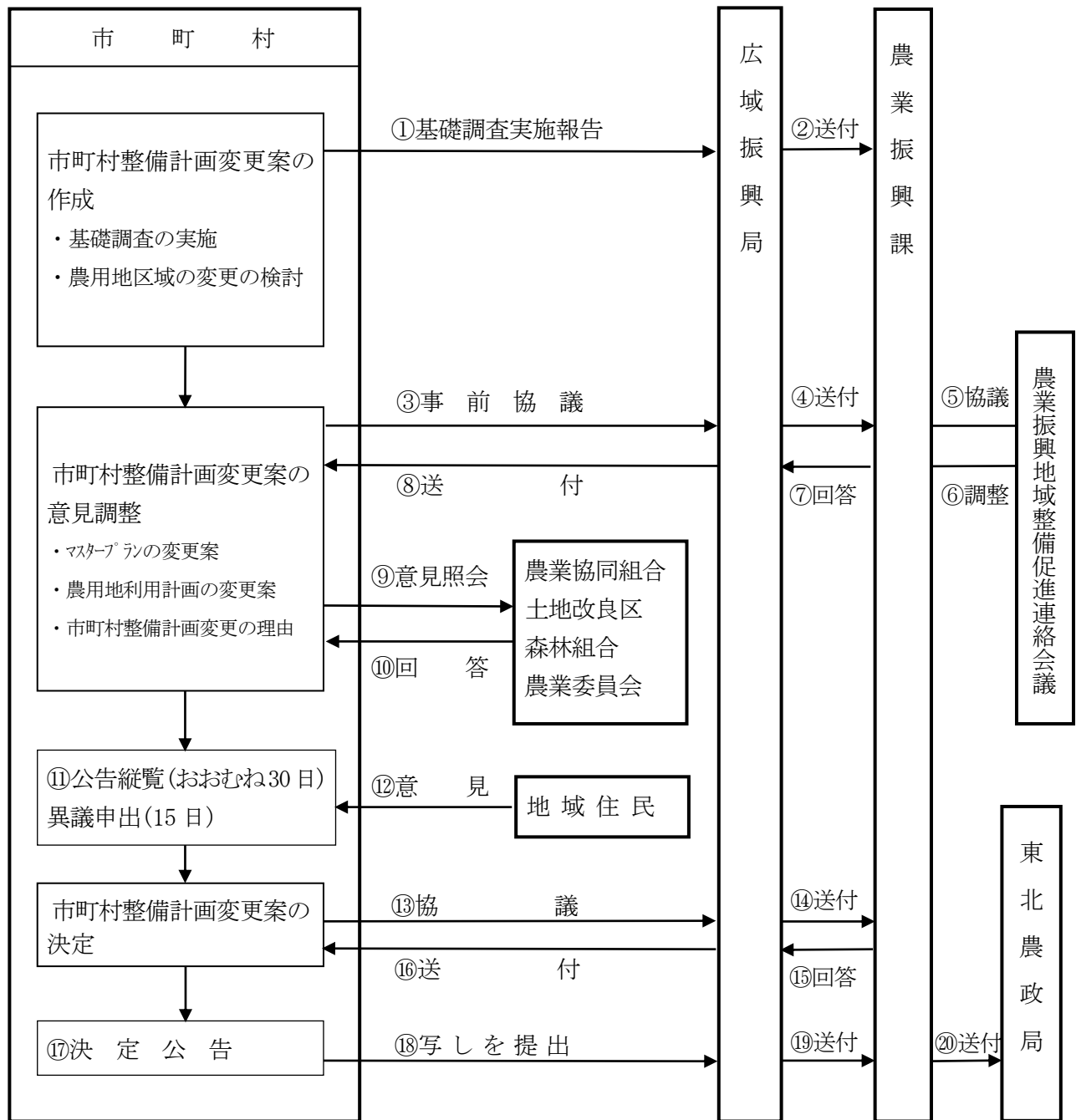
土地利用基本計画の変更は、年1回(=県国土利用計画審議会における審議が必要、例年1月下旬頃に開催。)となっていることから、各事業のスケジュールと関係諸手続きとの調整をあらかじめ十分とっておく必要がある。

第3 基礎調査に基づく市町村整備計画の変更（定期見直し）

1 基礎調査に基づく市町村整備計画の変更

- (1) 市町村整備計画を策定している市町村は、おおむね5年毎に法第12条の2に基づき基礎調査を実施し、マスタープラン及び農用地利用計画の総合的な見直しを行う。
- (2) 前回の定期見直しからおおむね5年を経過していない場合であっても、経済事情その他情勢の推移により、市町村整備計画の全般的な変更を要するときは、(1)に準じて見直しを行うものとする。

2 事務の流れ



〔注〕⑰は、地域住民から意見提出があった場合、その要旨と処理結果を市町村整備計画と併せて決定公告する。〕

3 市町村における処理

(1) 基礎調査の実施及び報告

法第12条の2の基礎調査を実施し、市町村整備計画の総合的な見直しをしようとする市町村は、見直しをする年度の4月15日までに、振興局農政担当部長を経由して、基礎調査実施報告【様式第2号】を農林水産部長に提出するものとする(①)。

(2) 市町村整備計画の変更に際しての留意事項

市町村整備計画を変更する場合は、次のことに留意し、取り進めるものとする。

ア 市町村整備計画の変更事由を的確に把握するとともに、変更理由を明らかにすること。

イ 法第13条第2項各号に掲げる要件

ウ 政令第3条第3項において準用する同条第1項及び第2項に基づき、農業協同組合、土地改良区及び森林組合の意見を聴くこと。

エ 省令第3条の2第2項において準用する同条第1項に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

オ 市町村整備計画の変更に關する重要事項の決定に当たっては、ガイドラインの第11-5-(7)-⑥に基づき庁内関係課との連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体、自治会及び集落代表者等から必要に応じて幅広く意見を求めること。

(3) 市町村整備計画変更案の事前協議

市町村整備計画の変更に当たり、事務の円滑な処理を図る観点から、事前の調整が必要と認められるときは、農用地利用計画及びマスタープランの変更案について、事前協議できるものとする(③)。

事前協議は、変更事前協議書【様式第3号】に附属資料を添えて、振興局農政担当部長を経由して、農林水産部長に提出するものとする。

また、当該変更が、農用地を農用地以外のものとするためのものである場合は、市町村長は、農用地利用計画の変更に係る転用事業計画の内容を把握のうえ、転用許可の適否について農業委員会と十分に協議調整後、【様式第3号】に事業計画書、図面、その他説明資料を添付して振興局農政担当部長に提出するものとする。

(4) 関係機関との調整

ア (3)の事前協議後、政令第3条第3項において準用する同条第1項及び第2項に基づき農業協同組合、土地改良区及び森林組合の、省令第3条の2第2項において準用する同条第1項に基づき農業委員会の、市町村整備計画変更案に対する意見を聴くものとする(④)。

イ アの他、商工会、集落代表者等から必要に応じて、広く意見を求めること。

(5) 縦覧・異議申出

ア 市町村長は、(4)の意見聴取を行った後に、法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定に基づき、市町村整備計画を変更する旨を公告し【様式第4-1号】、当該市町村整備計画変更案に、変更しようとする理由を記載した書面【様式4-2号】を添えて、公告の日の翌日から起算しておおむね30日間縦覧に供するものとする(⑩)。

なお、縦覧に供する市町村整備計画の案は、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、併せて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとし、最終日が市町村の休日である場合は、その翌日まで縦覧に供すること。

イ 縦覧期間満了日までに、市町村整備計画変更案について、当該市町村住民から意見書の提出があった場合は、受け付けるものとする(⑪)。

ウ 法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定に基づき、アの公告縦覧期間満了の日

の翌日から起算して15日間の異議申出期間を設けるものとする。

(6) 法定協議

市町村長は、農用地利用計画の変更に係るものについて、(5)のウの異議申出期間満了後（異議申出があった場合は、法第13条第4項において準用する第11条第7項に定める手続き終了後）農業振興地域整備計画変更協議書【様式第5-1号】又は【様式第5-2号】を振興局農政担当部長を経由して農林水産部長に提出するものとする（⑬）。（農林水産部長の専決事項であり、知事あてとして提出する。）

なお、農用地利用計画の変更により、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更（以下「除外目的変更」という。）が含まれ、除外目的変更が、県の農用地区域内において確保すべき農用地等の面積の目標（以下「県面積目標」という。）に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響を緩和するため講じようとする措置（以下「影響緩和措置」という。）の内容等を記載した書面の提出を県から求められた場合は、県面積目標への影響を緩和するための措置【様式第5-3号】を併せて提出するものとする。

(7) 決定公告等

市町村長は、当該市町村整備計画変更の同意の通知を受けたときは（⑯）、法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定に基づき決定公告【様式第6号】するものとし（⑰）、(8)の市町村整備計画書を送付する際に、その決定公告の写しも併せて送付するものとする。

なお、法第13条第4項において準用する第12条第2項の規定による、市町村整備計画書又はその写しの縦覧については、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。

(8) 市町村整備計画書等の送付

市町村整備計画変更の決定公告を行った市町村長は、市町村整備計画書、基礎資料、各種附図及び決定公告の写しを【様式第7-1号】及び【様式第7-2号】により、振興局農政担当部長に提出するものとする（⑱）。

4 広域振興局における処理

(1) 基礎調査実施報告書の送付

振興局農政担当部長は、市町村長から3の(1)の基礎調査実施報告を受けた場合、農業振興課に送付するものとする（②）。

(2) 事前協議書及び協議書の送付

3の(3)による市町村整備計画変更の事前協議又は3の(6)の法定協議の提出を受けた振興局農政担当部長は、提出された書類について、必要に応じて、広域振興局内で市町村整備計画変更案における各種政策に関連する各課等の確認を受けた後、農林水産部長に送付するものとする（④⑭）。

(3) 市町村整備計画書等の送付

3の(8)により、市町村整備計画書等の送付を受けた振興局農政担当部長は、【様式第7-1号】及び【様式第7-2号】に定める提出部数を確認し、農林水産部長に送付するものとする（⑲）。

5 農業振興課における処理

(1) 農業振興地域整備促進連絡会議との調整

ア 農林水産部長は、4の(2)に係る事前協議書の提出があったときは、農業振興地域整備促進連絡会議に諮ったうえ（⑤⑥）、市町村整備計画を変更することの適否の判断を行い、その結果を

【様式第8号】により振興局農政担当部長を経由して市町村長に回答するものとする（⑦）。

イ 農林水産部長は、協議に係る回答に先立ち、必要に応じて農業関係団体等から意見を聴くものとする。

(2) 法定協議

農林水産部長は、4の(2)の変更協議書の提出があったときは、すみやかに市町村整備計画変更の適否を審査し、その結果を振興局農政担当部長を経由して、【様式第9号】により回答するものとする（⑮）。

(3) 同意基準

法第13条第4項において準用する第8条第4項の規定に基づき、農用地利用計画変更について市町村が県知事の同意を得るに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項の規定により県が定めることとされている同意基準は、次のとおりとする。

ア 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農用地区域を変更する場合

- ・ 法第13条第2項各号の要件を全て満たすこと。
- ・ 県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

イ 農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に該当しない土地であることを理由に農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農用地区域を変更する場合

- ・ 除外しようとする土地が法第10条第3項各号のいずれにも該当しないこと、又は法第10条第4項に定める土地であること。

ウ 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するため、農用地区域を変更する場合

- ・ 編入しようとする土地が法第10条第3項各号のいずれかに該当すること。

エ 用途区分を変更する場合

- ・ 用途区分を変更しようとする土地が法第10条第3項各号のいずれかに該当し、省令第4条の2に定める基準に従い指定されていること。

オ 共通事項

- (ア) 岩手県農業振興地域整備基本方針に適合していること。
- (イ) 法第4条第3項に規定する国の計画並びに都市計画との調和が保たれていること。
- (ウ) 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。
- (エ) 政令第3条第3項において準用する同条第1項及び第2項に基づき農業協同組合、土地改良区及び森林組合の、省令第3条の2第2項において準用する同条第1項に基づき農業委員会の、意見を聴取済みであること。
- (オ) 法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定に基づき、農用地利用計画変更案について公告・縦覧済みであり、その結果が、次のいずれかに該当すること。
 - a 法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定による異議の申出がないこと。
 - b 異議の申出があった場合において、その全てについて法第13条第4項において準用する第11条第4項の規定による決定があり、かつ、同条第5項の規定による審査の申立てがないこと。
 - c 審査の申立てがあった場合において、その全てについて法第13条第4項において準用する第11条第6項の規定による裁決をしていること。
- (カ) 農用地利用計画変更案について、省令第4条の定めにより、農用地区域については、当該農用地区域に含められる土地と当該農用地区域に含められない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については、用途区分を定められる土地が、当該用途区分ごとに、

それぞれあきらかになるように定められていること。

(キ) 農用地利用計画変更案において、農用地区域に国有地を含めようとする場合には、その国有地を所管する各省各庁の長（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 4 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）の承認を受けていること。

(4) 市町村整備計画書等の送付

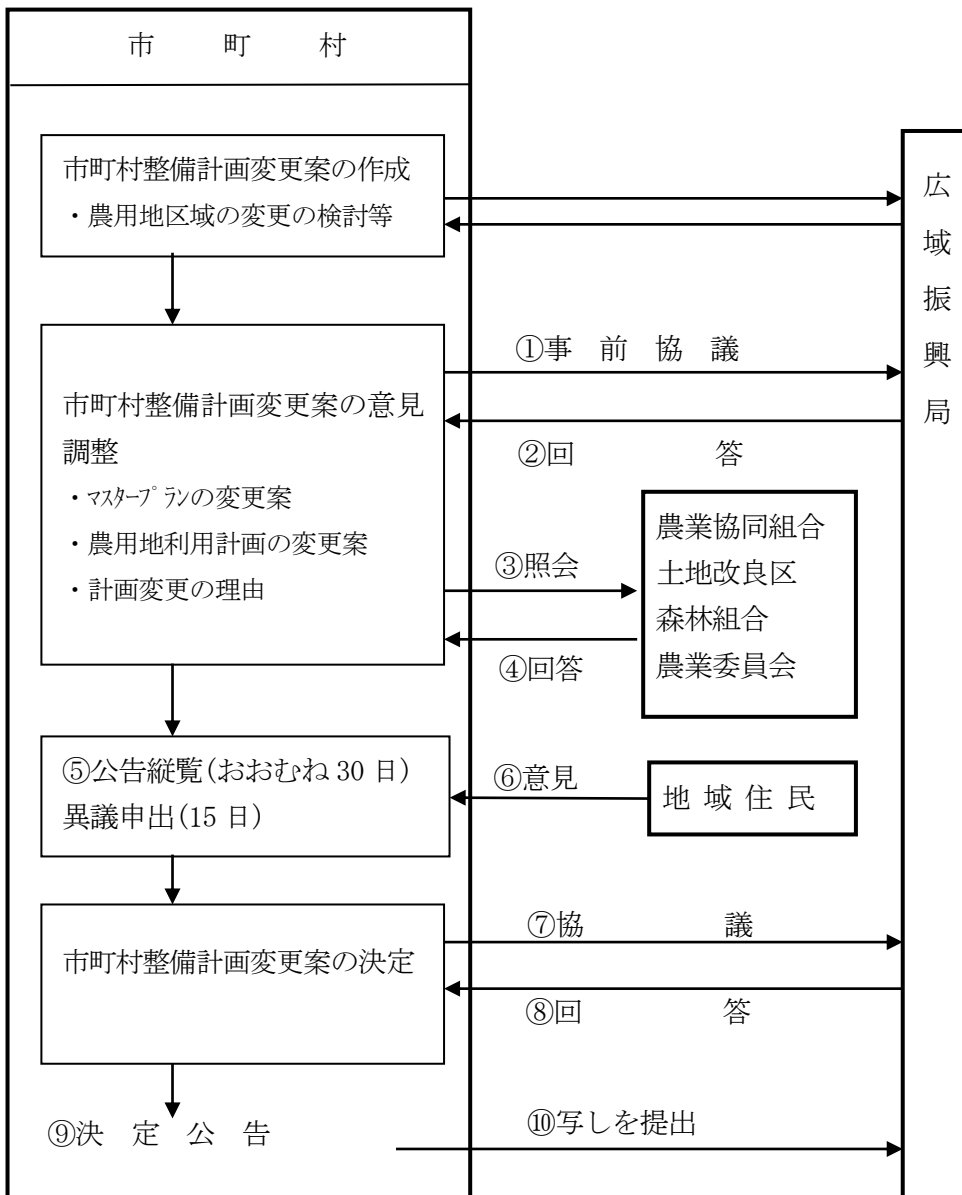
4 の(4)により、市町村整備計画書等の送付を受けた農林水産部長は、東北農政局及び 5 地域担当所管部所等に送付するものとする (㉑)。

第4 「基礎調査に基づく市町村整備計画の変更」以外の変更 (随時変更)

1 「基礎調査に基づく市町村整備計画の変更」以外の変更 (随時変更)

県基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更、経済事情の変動その他情勢の推移により、マスタープラン及び農用地利用計画の部分的な変更の必要が生じた場合、それぞれの変更事由に応じて遅滞なく市町村整備計画の変更を行う。

2 事務の流れ



注1) 政令第10条に定める軽微変更の場合は、①～⑧の手続きが不要となる。

注2) ⑨は、地域住民から意見提出があった場合、その要旨と処理結果を市町村整備計画と併せて決定公告する。

3 市町村における処理

(1) 市町村整備計画変更の際の留意事項

市町村整備計画を変更する場合は、次のことに留意し、取り進めるものとする。

ア 土地の計画的な利用の実施

イ 市町村整備計画の変更事由を的確に把握するとともに、変更理由を明らかにすること。

ウ 法第13条第2項各号に掲げる要件（農用地区域の変更の6要件）

エ 政令第3条第3項において準用する同条第1項及び第2項に基づき、農業協同組合、土地改良区及び森林組合の意見を聴くこと。

オ 省令第3条の2第2項において準用する同条第1項に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

カ 市町村整備計画の変更に関する重要事項の決定に当たっては、ガイドライン第11-5-(7)-⑥に基づき庁内関係課との連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体、自治会及び集落代表者等から必要に応じて幅広く意見を求めること。

(2) 事前協議

市町村長は、農用地利用計画を変更しようとする場合で、手続きの円滑化を図る観点から、事前の調整が必要と認められるときは、事前協議できるものとする（①）。

事前協議は、変更事前協議書【様式第3号】に附属資料を添えて振興局農政担当部長に提出するものとする。

また、当該変更が、農用地を農用地以外のものとするためのものである場合は、市町村長は、農用地利用計画の変更に係る転用事業計画の内容を把握のうえ、転用許可の適否について農業委員会と十分に協議調整後、【様式第3号】に事業計画書、図面、その他説明資料を添付して振興局農政担当部長に提出するものとする。

(3) 関係機関との調整

(2)の事前協議後、政令第3条第3項において準用する同条第1項及び第2項に基づき農業協同組合、土地改良区及び森林組合の、省令第3条の2第2項において準用する同条第1項に基づき農業委員会の、市町村整備計画変更案に対する意見を聴くこと（③）。

(4) 縦覧・異議申出

ア 市町村長は（(2)により事前協議を行った場合はその回答を受けた後に）、法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定に基づき、市町村整備計画を変更する旨を公告し【様式第4-1号】、当該市町村整備計画変更案に、変更しようとする理由を記載した書面【様式第4-2号】を添えて、公告の日の翌日から起算しておおむね30日間縦覧に供するものとする（⑤）。

なお、縦覧に供する市町村整備計画の案は、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、併せて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとし、最終日が市町村の休日である場合は、その翌日まで縦覧に供すること。

イ 縦覧期間満了日までに、市町村整備計画変更案について、当該市町村住民から意見書の提出があった場合は、受け付けるものとする（⑥）。

ウ 法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定に基づき、アの公告縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日間の異議申出期間を設けるものとする。

(5) 法定協議

市町村長は、農用地利用計画の変更に係るものについて、(4)のウの異議申出期間満了後（異議申出があった場合は、法第13条第4項において準用する第11条第7項に定める手続き終了後）農業振興地域整備計画変更協議書【様式第5-1号】又は【様式第5-2号】を振興局農政担当部長に提出するものとする（⑦）。

なお、農用地利用計画の変更には、除外目的変更が含まれ、除外目的変更が、県面積目標に影響を及ぼすおそれがあるため、影響緩和措置の内容等を記載した書面の提出を県から求められた場合は、県面積目標への影響を緩和するための措置【様式第5-3号】を併せて提出するものとする。

(6) 軽微変更

ア 市町村整備計画の変更の内容が、法第13条第4項に規定する政令（政令第10条）で定める軽微な変更該当するときは、(1)のエからカ及び(2)から(5)までの適用はなく、法第13条第4項において準用する第12条第1項に基づき決定公告するものとする。

イ 決定公告後、【様式第3号別添1】及び【様式第3号別添2】により市町村整備計画変更の内容をまとめ（備考欄には農用地区域の変更又は用途区分の変更をした理由を記載すること。）、決定公告の写しを添付して振興局農政担当部長に提出するものとする。

(7) 決定公告等

市町村長は市町村整備計画変更の同意の通知を受けたときは(8)法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定に基づき決定公告【様式第6号】し(9)、その写しを振興局農政担当部長に提出するものとする(10)。

なお、法第13条第4項において準用する第12条第2項の規定による、市町村整備計画書又はその写しの縦覧については、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。

4 広域振興局における処理

(1) 事前協議

振興局農政担当部長は、3の(2)に係る変更事前協議書を受領したときは、市町村整備計画を変更することの適否の判断を行い、その結果を【様式第8号】により市町村長に回答するものとする(2)。

(2) 法定協議

ア 事前協議がある場合

振興局農政担当部長は、3の(2)に係る変更協議を受けた場合、すみやかに市町村整備計画変更の適否を審査し、その結果を【様式第9号】により、市町村長に回答するものとする(8)。

イ 事前協議がない場合

振興局農政担当部長は、事前協議のない変更協議を受けた場合、市町村整備計画変更の適否の審査を行い、その結果を【様式第9号】により市町村長に回答するものとする(8)。

(3) 同意基準

法第13条第4項において準用する第8条第4項の規定に基づき、農用地利用計画の変更について市町村が県知事の同意を得るに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項の規定により県が定めることとされている同意基準は、次のとおりとする。

ア 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農用地区域を変更する場合

- ・ 法第13条第2項各号の要件を全て満たすこと。
- ・ 県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

イ 農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に該当しない土地であることを理由に農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農用地区域を変更する場合

- ・ 除外しようとする土地が法第10条第3項各号のいずれにも該当しないこと、又は法第10条第4項に定める土地であること。

- ウ 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するため、農用地区域を変更する場合
- ・ 編入しようとする土地が法第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当すること。
- エ 用途区分を変更する場合
- ・ 用途区分を変更しようとする土地が法第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当し、省令第 4 条の 2 に定める基準に従い指定されていること。
- オ 共通事項
- (ア) 岩手県農業振興地域整備基本方針に適合していること。
 - (イ) 法第 4 条第 3 項に規定する国の計画並びに都市計画との調和が保たれていること。
 - (ウ) 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。
 - (エ) 政令第 3 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に基づく農業協同組合、土地改良区及び森林組合から意見を聴取済みであること。また、省令第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項に規定する農業委員会の意見を聴取済みであること。
 - (オ) 法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用計画変更案について公告・縦覧済みであり、その結果が、次のいずれかに該当すること。
 - a 法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定による異議の申出がないこと。
 - b 異議の申出があった場合において、その全てについて法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 4 項の規定による決定があり、かつ、同条第 5 項の規定による審査の申立てがないこと。
 - c 審査の申立てがあった場合において、その全てについて法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 6 項の規定による裁決をしていること。
 - (カ) 農用地利用計画変更案について、省令第 4 条の定めにより、農用地区域については、当該農用地区域に含められる土地と当該農用地区域に含められない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については、用途区分を定められる土地が、当該用途区分ごとに、それぞれあきらかになるように定められていること。
 - (キ) 農用地利用計画変更案において、農用地区域に国有地を含めようとする場合には、その国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けていること。

第5 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

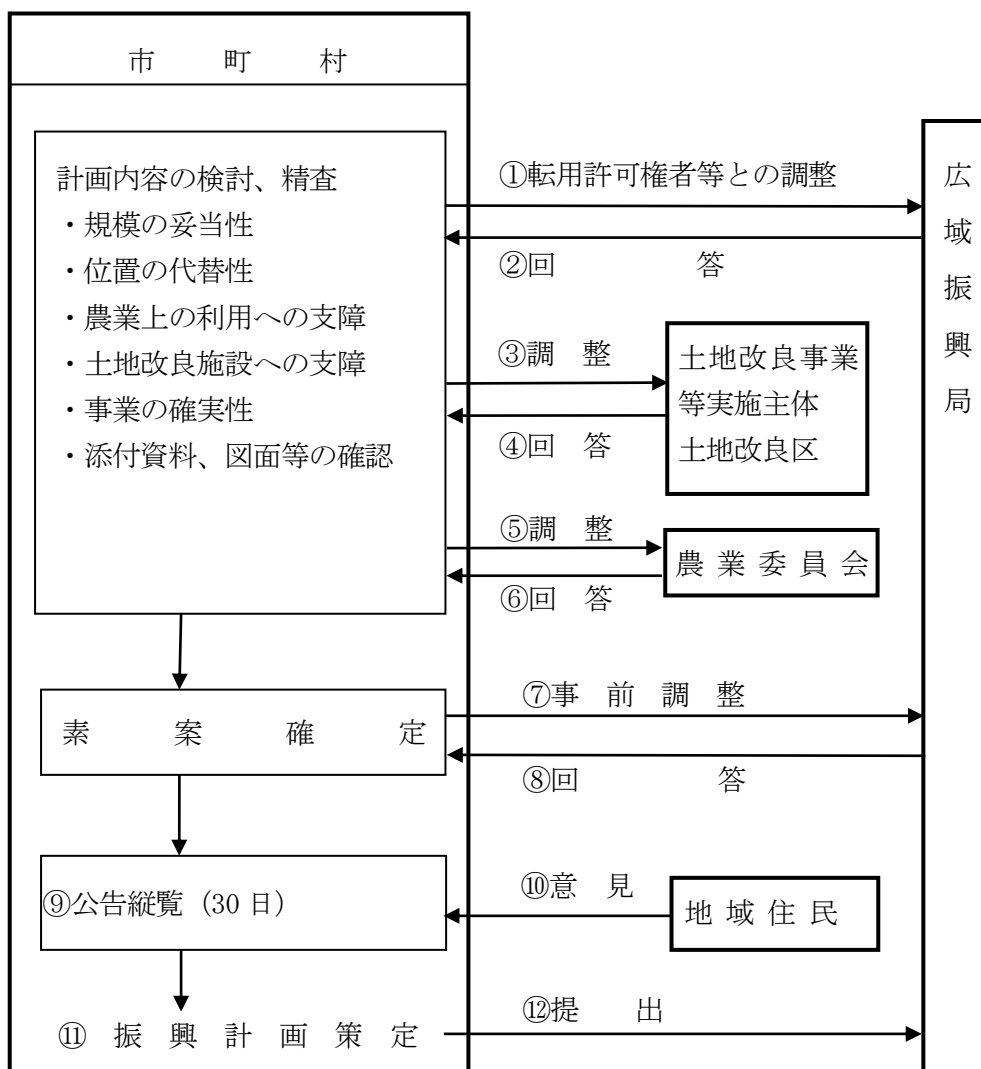
1 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（以下「振興計画」という。）

(1) 市町村が地域の農業の振興を図る観点から振興計画において、その種類、位置及び規模を定めた施設の用に供される土地については、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても農用地区域に含まれないこととする措置が講じられている（政令第8条第1項第4号、省令第4条の5第1項第27号）。

(2) 振興計画の策定主体は市町村であり、市町村の全部又は一部の区域について策定できるものとする。

ただし、同一の土地に複数の計画を策定することは適当でない。

2 事務の流れ



3 市町村における処理

(1) 振興計画の策定

振興計画の策定に当たっては、【様式第13号】を参考にするとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 特定の農業者の利益ではなく地域の農業振興を図る観点から策定するものであるため、市町村

の農業の振興の方向に合致するものであり、市町村整備計画を補い、その達成を促進し得るものでなければならないこと。

また、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に係る基本構想その他当該市町村の地域振興に関する計画との調和が図られたものであること。

- イ 土地改良事業等（省令第4条の3第1号ロからニまでに該当する事業を除く。）完了後8年を経過していない土地を振興計画に定めようとする場合は、その必要性について十分検討すること。
- ウ 農業の振興について定期的に検証する旨の記載（省令第4条の5の第27号ハ）
- エ 施設等の用に供される土地の規模の妥当性（省令第4条の5の第27号ニ）
- オ 施設等の用に供される土地の代替性（省令第4条の5の第27号ホ）
- カ 地域計画の達成への支障（省令第4条の5の第27号ヘ）
- キ 農用地の集団化等農業上の利用への支障（省令第4条の5の第27号ト）
- ク 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積に対する影響（省令第4条の5の第27号チ）
- ケ 土地改良施設の機能への支障（省令第4条の5の第27号リ）
- コ 省令第4条の3第1号ロからニに該当する事業の完了後8年経過の確認（省令第4条の5の第27号ヌ）
- サ 土地改良事業区域内の場合の農地中間管理権の存続期間の満了（省令第4条の4の第27号ル）
- シ 5年以内の整備の見込み（省令第4条の5の第27号ヲ）

(2) 関係機関との調整

振興計画の策定に当たっては、あらかじめ次に掲げる機関と調整するものとする。

- ア 農業委員会の意見聴取（⑤）（省令第4条の5の第27号イ）
- イ 農地転用許可その他行政庁による許認可等の処分の見込み（①）（省令第4条の5の第27号ワ）
- ウ 土地改良事業等実施中の事業実施主体の同意等（③）（省令第4条の5の第27号カ）
 - a 土地改良事業等実施中の事業実施主体の同意
事業実施主体と事業実施上の支障について調整し、書面により同意を確認するとともに関係土地改良区とも調整し、書面により確認すること。
 - b 土地改良事業等完了地区に係る事業実施主体等との調整
事業実施主体及び関係土地改良区と以下のことについて調整し、書面により確認すること。
 - i 振興計画に定める施設等用地の事業効果等への支障の有無
 - ii 事業完了後8年未経過の地区については特別徴収金（又は補助金返還）及び転用決済金の取扱
 - c 調整先
 - i 国営事業については、関係土地改良区、東北農政局国営事業担当局部（水利事業所、局担当課）
 - ii 県営及び団体営事業については、関係土地改良区、県土地改良担当局部（農村整備室・本庁担当課）、東北農政局土地改良担当局部
- エ 県との事前調整（⑦）

事務の効率性を確保する観点から、市町村長は、あらかじめ【様式第10号】に振興計画、所要の資料を添付して振興局農政担当部長と調整を行うことが望ましい。

(3) 公告・縦覧

- ア 市町村長は、省令第4条の5の第1項第27号のロに基づき、振興計画を定める旨を公告し【様式第12-1号】、当該計画の案に、策定しようとする理由を記載した書面【様式第12-2号】を添えて、公告の日の翌日から起算して30日間縦覧に供するものとする（⑨）。

（なお、最終日が市町村の休日である場合は、その翌日まで縦覧に供すること。）

イ 縦覧期間満了までに、当該計画案について、当該市町村住民から意見書の提出があった場合は、受け付けるものとする（⑩）。

なお、住民から意見書の提出があった場合は、意見書の要旨及びその処理結果を公告すること。

（※ 住民からの意見に基づき、当該計画の案を修正した場合は、再度、修正計画の案を公告・縦覧し、住民からの意見を受け付ける必要がある。）

(4) 振興計画の提出

市町村長は、振興計画を策定した場合は、振興局農政担当部に提出するものとする（⑫）。

4 広域振興局における処理

振興局農政担当部長は、3の(2)のエに係る資料等の提出があったときは、振興計画に係る法定要件の該否等を確認のうえ、計画の適否の判断を行い、その結果を【様式第11号】により市町村長に回答するものとする（⑧）。

なお、法定要件の該否等の確認・計画の適否の判断に当たっては、農政、普及、農村整備の各担当により調整を図り検討を行うものとする。

5 振興計画の有効期間

振興計画策定の日から5年間とする。

6 市町村整備計画の変更等

(1) 振興計画に定める施設等用地については、当該計画策定後、遅滞なく市町村整備計画を変更するものとする。

(2) 振興計画に定める施設等用地については、土地改良事業等完了後8年未経過（ただし面的整備事業を実施した土地は除く。）の土地であっても農用地区域からの除外が認められる。

また、農地転用については、農地法施行令第4条第1項第2号へに規定する不許可の例外となる。

(3) 計画策定後5年を経過しても未着手のものについては、農用地区域への再編入又は新たな振興計画の策定を検討するものとする。

7 振興計画の策定に当たっての留意事項

(1) 3の(1)のア関係（想定される施設等）

計画に定めることが想定される施設等は、次の例示のとおり。

ア 農家住宅、農家分家住宅

イ 農業生産に関する店舗・工場等（地場産品製造工場、農機具整備工場等）

ウ 国道、県道等に接続して建設される流通業務施設等

エ 都市と農村の交流の円滑化等に資する施設

オ その他地域の農業振興を図るため必要と認められる施設

また、農業用排水事業完了後8年を経過していない受益地については、状況の変化に応じ、地域の農業の振興を図る観点から、農業従事者の住宅等小規模な施設が立地する土地を集落周辺等に定める振興計画を策定することも想定されること。

(2) 3の(1)のウ関係（定期的な検証）

① 検証の時期

振興計画に定められた施設が、当該振興計画に従って農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされた年の翌年以降、当該計画が定められた日から起算して5年を経過する日までの間

(当該振興計画に従って農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされたのが当該振興計画が定められた日から起算して4年を経過する日以降である場合にあっては、その翌年まで)、毎年実施すること。

なお、当該振興計画に定める目標の達成が著しく不十分であると認められる施設があり、当該目標の達成に向けて必要な措置を講じた場合においては、その後おおむね5年間にわたって、毎年、達成状況を把握すること。

② 検証の方法と結果の公表

振興計画に定める当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って、当該振興計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否か及び当該目標を達成することができるか否かについて、検証するものであること。

また、検証に当たっては、客観性の確保のため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴くこと。

検証結果については、取りまとめ後速やかに、市町村の広報等に公表すること。

(3) 3の(1)のエ関係(規模の妥当性)

農業用排水事業等完了後8年未経過の受益地となっている土地をほとんど転用するものや当該地域の農用地区域の相当部分を転用するものなど、施設等の規模が大きく、当該開発により地域の農業に重大な支障を及ぼすようなものは振興計画に定め得ない。

(4) 3の(1)のオ関係(土地の代替性)

要件中の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」であるかどうかについては、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に利用することについて、具体的な転用計画があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものでないことや、通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではない等から判断されるものである。

また、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」であるかどうかについては、例えば、
ア 農用地区域外の土地に家屋新築可能な土地があるにもかかわらず、家屋新築のために農用地区域からの除外を行う場合
イ 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、住宅全体を農用地区域内の土地で対応する場合
などについては、当該要件を満たさないと考えられること。

なお、土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは適当ではないと考えられること。

(5) 3の(1)のカ関係(地域計画の達成への支障)

要件中の「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ」のある場合としては、
ア 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合
イ 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合
ウ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合
などが該当すると考えられる。

(6) 3の(1)のキ関係（農業上の利用への支障）

要件中の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ」のある場合としては、

ア 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効率的な病虫害防除等に支障が生じる場合

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策等への支障が生じる場合

などが該当すると考えられる。

また、地域の農業を担う者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼす恐れがないか十分に検討すること。

(7) 3の(1)のク関係（効率的かつ安定的な農業経営を営む者への支障）

認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者（ガイドライン第16の2の(3)の④のア）が、経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなる場合や、経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合等は、農用地の利用の集積に支障を及ぼすものと考えられること。

(8) 3の(1)のケ関係（土地改良施設機能への支障）

要件中の「土地改良施設機能への支障を及ぼすおそれ」のある場合としては、

ア ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想される場合

イ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想される場合

などが該当すると考えられる。

(9) 3の(1)のコ関係（面的整備事業の受益地の取扱い）

面的整備事業は、農用地としての土地の区画を整え、併せて換地による効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を行い、又は新たに農業生産条件に優れた農用地を創出するなど、農業生産の向上に加えて、農用地の集団化及び農作業の効率化を目的として行われるものであり、一定期間その公共投資の効用を確保することが必要不可欠であることから、これらの事業については、実施中又は工事が完了後8年を経過していない受益地を含まないものであること。

(10) 3の(1)のサ関係（農地中間管理権の存続期間の満了）

土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。

(11) 3の(1)のシ関係（5年以内の整備の見込み）

振興計画に定める施設については、その整備の実現性について十分検討すること。

(12) 3の(2)のア関係（農業委員会の意見聴取）

農業委員会は、農地の利用関係の調整等構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう、市町村整備計画を変更する際は、省令第3の2の規定により意見を聴くこととされていることから、あらかじめ市町村内部の執行機関である農業委員会の意見を反映させるものであること。

(13) 3の(2)のイ関係（行政庁による処分見込み）

農地法上、振興計画に定められた施設については、第1種農地でも転用許可できる（不許可の例外となる）ため、振興計画に定める際に、その規模の妥当性など農地転用に係る一般基準に照らし、

転用許可の見込みについて、転用許可権者に確認すること。

また、転用許可申請時に、振興計画と申請内容が異なるときは、許可できないことから、事業の具体性、確実性を確認すること。

(14) 3の(2)のウ関係（土地改良事業等実施中の事業実施主体の同意等）

書面による確認は、公文書、相手方の会議復命書等の写し、担当者間の確認書等により行うものとする。

(15) 3の(2)のエ関係（県との事前調整）

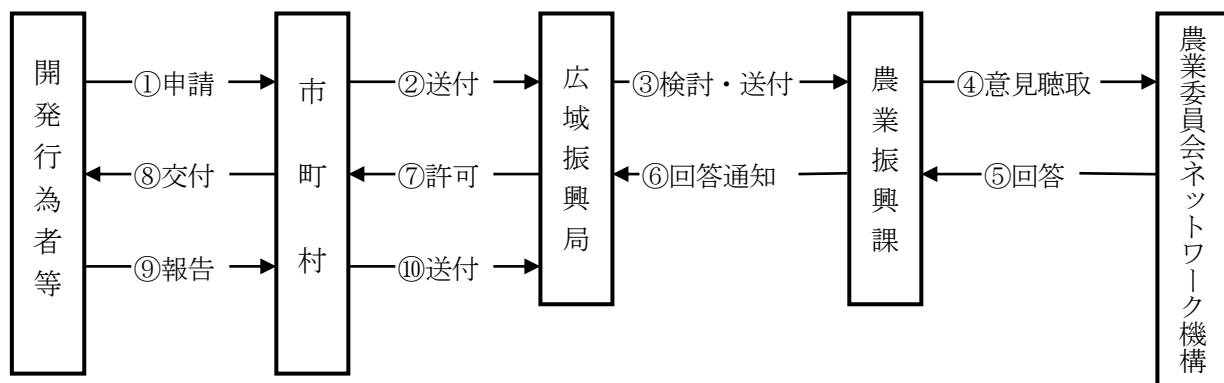
振興計画に定める施設等用地を農用地区域から除外する場合、市町村整備計画の変更協議を受けた県が、当該振興計画が法定要件を満たしていないと判断した場合には、農用地区域から除外ができなくなるなど市町村にとって不都合が生じるおそれがあるため、市町村長は、振興計画策定に当たって、あらかじめ県と事前調整を行うことが望ましい。

第6 農用地区域内における開発行為

1 開発行為の制限

農用地区域内の土地において、土石の採取、土地の形質の変更等の開発行為を行う場合には、法第15条の2の許可を受けなければならない。

2 事務の流れ



3 開発行為許可申請書

(1) 申請書

省令第34条に規定する申請書（以下「開発行為許可申請書」という。）は、【様式第14号】とする。

(2) 添付書類

開発行為許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面

イ 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人登記簿の抄本又は謄本

ウ 開発行為が建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築又は増築である場合にあっては、敷地内における当該建築物等の位置を明らかにした縮尺5百分の1程度の図面

エ 所有者以外の者が開発行為を行う場合にあっては、所有者及びその他土地につき使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向を記載した書面

オ 開発行為に関連して法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところにより許可、認可等を要する場合において、これを了しているときは、その写し又はその旨を証する書面

カ その他参考とすべき書類

4 市町村における処理

(1) 許可申請書の送付

市町村長は、開発行為を行おうとする者から開発行為許可申請書の提出があったときは（①）、記載事項等について検討のうえ意見を付すことができる。この場合において、市町村長は、法第15条の2第3項の規定による許可申請書に係る意見書【様式第16号】を作成し、これを当該申請書に添付して【様式第15号】により振興局農政担当部長に送付するものとする（②）。

注1）市町村長の意見を付さない場合は、開発行為許可申請書のみ送付すること。

注2）農業振興課又は広域振興局は市町村に対し、開発許可申請の対象となっている農用地区域の状況等について照会することがある。

(2) 指令書の交付

市町村長は、振興局農政担当部長から送付された許可又は不許可の指令書を申請者に交付するものとする (⑧)。

(3) 報告書の提出

市町村長は、開発行為者から提出があった (⑨) 工事進捗状況報告書【様式第 21 号】又は工事完了 (中止、廃止) 報告書【様式第 22 号】を振興局農政担当部長に送付するものとする (⑩)。

5 広域振興局における処理

(1) 審査

振興局農政担当部長は、市町村長から開発行為許可申請書の送付があったときは (②)、その内容を審査し、必要がある場合は現地調査等を行ったうえで、法第 15 条の 2 第 6 項又は第 7 項の規定に該当する場合は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために【様式第 17 号】により、毎月 20 日までに農業振興課総括課長に提出するものとする (③)。

なお、当該申請書の記載事項又は添付書類に形式上の不備があるときは、これを速やかに補正するよう求めるものとし、補正に応じない場合は申請書を返戻するものとする。

(2) 許可 (又は不許可) の決定

振興局農政担当部長は、6 により通知のあった (⑥) 農業委員会ネットワーク機構の意見を踏まえ、申請の許可又は不許可を決定し、指令書【様式第 18 号】又は【様式第 19 号】を【様式第 20 号】により市町村長を経由して申請者に交付するものとする (⑦)。

なお、開発許可期間については、原則として 3 年以内とする (農地造成を除く。)

(3) 進捗状況の把握

振興局農政担当部長は、許可した事案について開発行為の進捗状況を管理するものとし、開発行為が完了するまで定期的 (本件許可の日から 3 か月後及びその後 6 か月ごと) に開発許可後の工事進捗状況報告書【様式第 21 号】を、工事が完了、中止又は廃止された場合にあっては、工事完了 (中止、廃止) 報告書【様式第 22 号】を、市町村長を経由して提出するよう開発行為者を指導するものとする (⑩)。

ただし、農業関係補助事業にかかる開発行為については、この限りではない。

(4) 完了確認

振興局農政担当部長は、開発行為の完了の報告があったときは (⑩)、申請書に記載された計画に従った開発行為が行われているかどうかを確認するものとする。

(5) 防災措置の確認

振興局農政担当部長は、開発行為が中止又は廃止されたことが判明したとき及び開発行為の中止又は廃止の報告があったときは、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び適切な防災措置が講じられているか否かを確認し、これらの措置が講じられていない場合には、これらの措置を講ずるよう当該許可を受けた者を指導するものとする。

(6) 開発許可台帳

振興局農政担当部長は、開発許可台帳【様式第 23 号】を備え付け、整理しておくものとする。

(7) 開発許可状況報告

振興局農政担当部長は、当該年度の開発許可状況をとりまとめ、翌年の 1 月 30 日までに開発許可状況報告書【様式第 24 号】を農業振興課総括課長に提出するものとする。

6 農業振興課における処理

農業振興課総括課長は、5の(1)により提出のあった案件について、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き(④)、その結果を振興局農政担当部長へ通知するものとする(⑥)。

7 国又は地方公共団体が行う開発行為(法第15条の2第1項各号のいずれかに該当する行為を除く。)について

国又は地方公共団体が、法第15条の2第1項各号のいずれにも該当しない開発行為(具体的には、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍の設置)を行う場合については、法第15条の2第8項に基づき、知事との協議が成立することをもって許可とみなされるが、法第15条の2第4項第1号の規定により農用地区域のまま当該協議が成立することが無いため、やむを得ず農用地区域内の土地を供することとなる場合は、事前に除外を行うことが必要となること。

なお、除外に当たっては、法第13条第2項各号の6要件を全て満たさなければならないことから、市町村農振担当部局と十分に調整を行うこと。

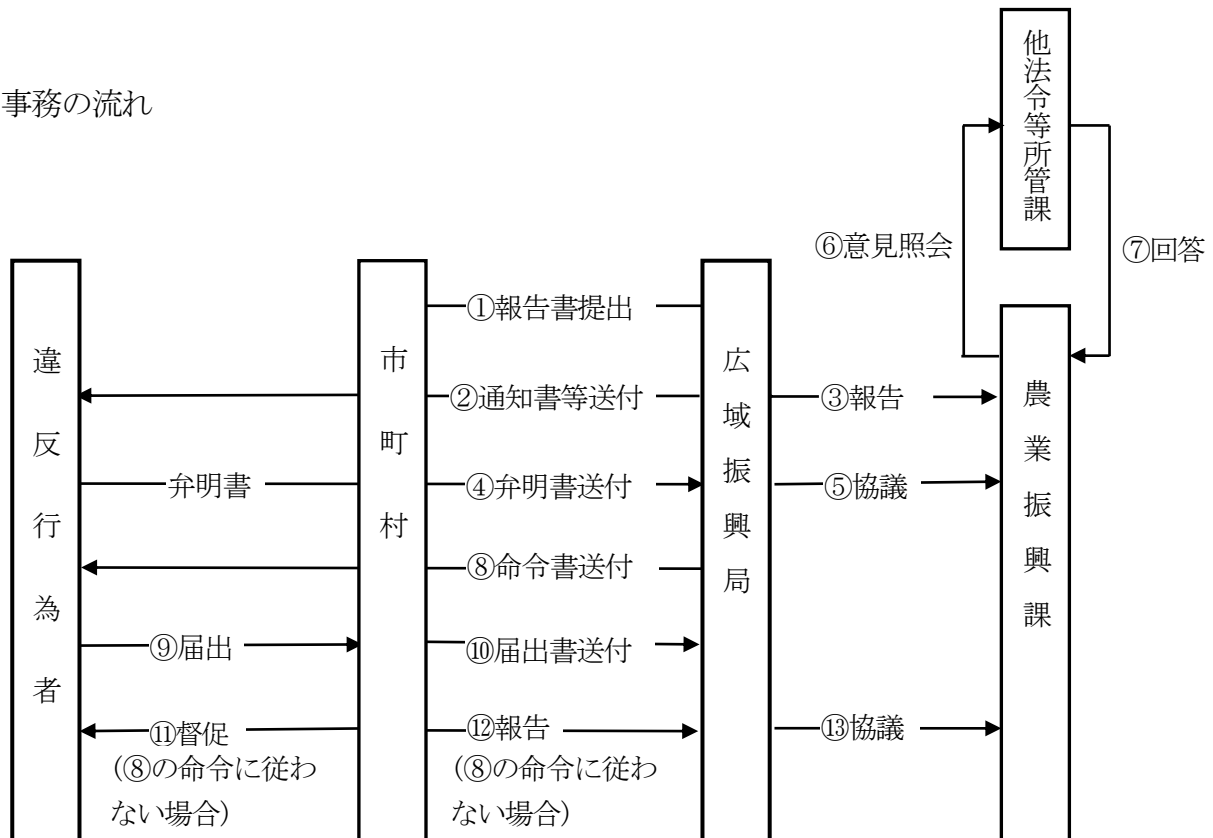
第7 農用地区域内外における違反開発

1 違反開発

農用地区域内の土地において、法第15条の2第1項の許可を受けずに行った開発行為、又は、農用地区域内の農用地等において、農地法所定の許可（一時転用許可、農業用施設建設のための転用許可など）を受けずに行った開発行為は、法第15条の3に定める監督処分の対象となる。

また、農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出等により、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを、法第16条第1項の規定により勧告することができる。

2 事務の流れ



3 市町村における処理

(1) 違反開発の報告

市町村長は、農用地区域内外における次の違反開発等の事案を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく違反開発事案報告書【様式第25号】又は勧告対象事案報告書【様式第33号】を振興局農政担当部長へ提出するものとする（①）。

ア 法第15条の2第1項の許可を受けずに開発を行っていること。

イ 法第15条の2第1項の許可に当たり、同条第5項に基づき付した条件に違反して開発を行っていること。

ウ 偽りその他の不正な手段により、法第15条の2第1項の許可を受けて開発を行っていること。

なお、違反事案の内容からみて、直ちに開発行為を中止させないと当該土地を農用地等として利用することが困難となるおそれがある場合、周辺農用地等に土砂が流出し若しくは汚濁水が流入し

て災害等を発生させるおそれがある場合等には、文書により開発行為の中止、適切な防災措置を講ずるよう違反行為者を指導するものとする。

エ 法第 16 条第 1 項の規定に該当すると認められる開発行為を行っていること。

(2) 通知書等の交付

市町村長は、4 の(1)による知事の通知又は勧告があったときは、当該通知書等を違反行為者に交付するとともに、その通知内容等が遵守履行されるよう指導するものとする (②)。

なお、違反開発行為者から弁明書が提出された場合は、振興局農政担当部長に送付するものとする (④)。

(3) 命令書の交付

市町村長は、4 の(2)による知事の命令があったときは、当該命令書を違反行為者に交付するとともに、その命令が遵守履行されるよう指導するものとする (⑧)。

(4) 履行完了届出書の送付

市町村長は、(2)又は(3)による履行が完了したときは、履行完了届出書【様式第 26 号】を提出するよう違反行為者を指導するとともに、当該届出があったときは (⑨)、完了状況を確認のうえ振興局農政担当部長に【様式第 27 号】により送付するものとする (⑩)。

(5) 履行の督促

市町村長は、違反行為者が命令の履行を遅滞していると認められるときは、文書をもってその履行を督促するとともに、遅滞している理由及び履行状況を調査のうえ【様式第 28 号】により報告するものとする (⑪⑫)。

(6) 違反開発事案処理簿の作成

市町村長は、違反事案の処理経過を明確にし、事後の指導に資するため、違反開発事案処理簿【様式第 29 号】を作成しこれを保管するものとする。この処理簿は、事案ごとに関係書類を合綴し、整理番号を付したのものとする。

4 広域振興局における処理

(1) 開発行為中止の通知等

振興局農政担当部長は、3 の(1)による市町村長からの報告書の提出等により違反事案を知ったときは (①)、必要に応じ、違反行為者に対し市町村長を経由して開発行為の中止等を書面【様式第 31 号】により通知、又は【様式第 34 号】により勧告するとともに (②)、【様式第 30 号】により農業振興課総括課長に報告するものとする (③)。

(2) 命令

振興局農政担当部長は、違反事案の内容及び弁明内容の検討を行い、農業振興課総括課長と協議のうえ (⑤)、違反事案に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保する観点から、必要に応じて開発行為の中止又は復旧を【様式第 32 号】により市町村長を経由して違反行為者に命令するものとする (⑧)。

(3) 履行遅滞に対する対応

振興局農政担当部長は、3 の(5)の報告があったときは (⑫)、その後の取扱いについて農業振興課総括課長と協議するものとする (⑬)。

(4) 違反開発事案処理簿の作成

振興局農政担当部長は、3 の(6)と同様の違反開発事案処理簿を作成し、これを保管するものとする。

(5) 農村整備との連絡・連携

違反開発に対する処理に当たって、土地改良事業受益地においては、補助金返還措置を講じる場合

もあることから、「ほ場整備事業で整備された農地の維持・保全について」（平成18年9月8日18農振第980号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、農村整備担当と連絡・連携を図るものとする。

5 農業振興課における処理

農業振興課総括課長は、4の(2)の協議があったときは(⑤)、当該処分の対象となる行為についての都市計画法、森林法、農地法その他の土地に関する行為の制限を定める法令による監督処分の担当部局と、連絡調整するものとする(⑥⑦)。

第 8 市町村整備計画達成のための措置

1 農政部門所管事業（計画）と市町村整備計画との調整

(1) 市町村整備計画との調整

農政部門所管事業については、推進通知に基づき計画的かつ集中的に実施することにより農業振興地域制度の実効性を確保するため、市町村整備計画で定められた事業を実施することの調整を行うことが望ましい。

(2) 調整の対象事業

調整の対象事業は、国又は県の補助事業のうち、農業生産基盤の整備開発、農業近代化施設整備及び農村生活環境整備、農用地の保全整備等に関する事業とする。

前段以外の国又は県の補助事業並びに融資事業については、調整事務の対象としないが、農業振興地域制度の趣旨に則して実施するよう努めるものとする。

(3) 検討表の作成

ア 調整事務は、【様式第 35-1 号】及び【様式第 35-2 号】の検討表により行うものとする。

イ 検討表の作成は、対象事業に係る実施計画等について県又は東北農政局との協議前に行うものとする。

ウ 検討表の作成は、市町村、広域振興局及び本庁の各段階において、事業担当者と農業振興地域制度担当者と調整を図りながら行うものとする。

(4) 検討方法

調整事務の取扱いの方法は、推進通知によるほか次により行うものとする。

ア 市町村における事務取扱い

a 事業担当者は、必要と認める場合には、事業計画について農業振興地域制度担当者と調整を行うことができる。調整を行うに当たっては、事業実施計画書、位置図等に基づいて、検討表の整理を行うものとする。

b 事業担当者が整理した検討表について、農業振興地域制度担当者は、事業担当者と協議・調整を図りながら、市町村整備計画に照らして適当であるか否かを次により検討するものとする。

i 当該事業が市町村整備計画において位置づけられたものか否か。

ii 当該事業の受益地又は施設の設置場所が、農用地利用計画において指定された用途と同一の場所となっているか否か。

iii 推進通知の趣旨に反しないか否か。

c bの i から iii について、適当と認められる場合には、検討表の「確認欄」に記名のうえ事業担当者に返戻するものとする。

d 検討した結果、bの i から iii のいずれかについて不適と認められた場合には、事業担当者と協議のうえ、次により調整指導するものとする。

i bの i について不適と認められる場合には、当該事業は行わないものとする。

ii bの ii、iii について不適と認められる場合には、事業の再検討を指導するものとする。

イ 広域振興局における事務取扱い

a 市町村が確認した検討表について、農業振興地域制度担当者は事業担当者（関係出先機関の事業担当者を含む。）と協議、調整を図りながら、アの b について検討するものとする。

b 検討の結果、適当と認められる場合には、「確認欄」に記名のうえ市町村に返戻することとする。

なお、「不適」とする場合はその理由を通知するものとする。

ウ 本庁における事務取扱い

a 本庁事業担当者が作成した【様式第 35-2 号】の検討表について農業振興地域制度担当者（農業振興課）が確認を行うものとする。

b 事業担当者は農業振興地域制度担当者の確認した検討表（本庁用）を、県又は国の事業計画協議の際に提出するものとする。

※ 本庁における調整は、広域振興局を跨る事業の場合とする。

(5) 検討表の記入

検討表の作成は、対象事業の内容ごとに行うものとし、検討表の各欄の記載は、別紙の検討表末尾の「記入上の注意」によるものとする。

(6) 事業計画の変更

事業計画の変更に係る検討は、(1)から(5)に準ずる。

2 台帳の作成と定期報告関係

(1) 農業振興地域整備計画変更協議台帳の作成

振興局農政担当部長は、農業振興地域整備計画変更協議台帳【様式第 36 号】を備えつけるものとする。

(2) 農業振興地域整備計画の変更協議状況報告

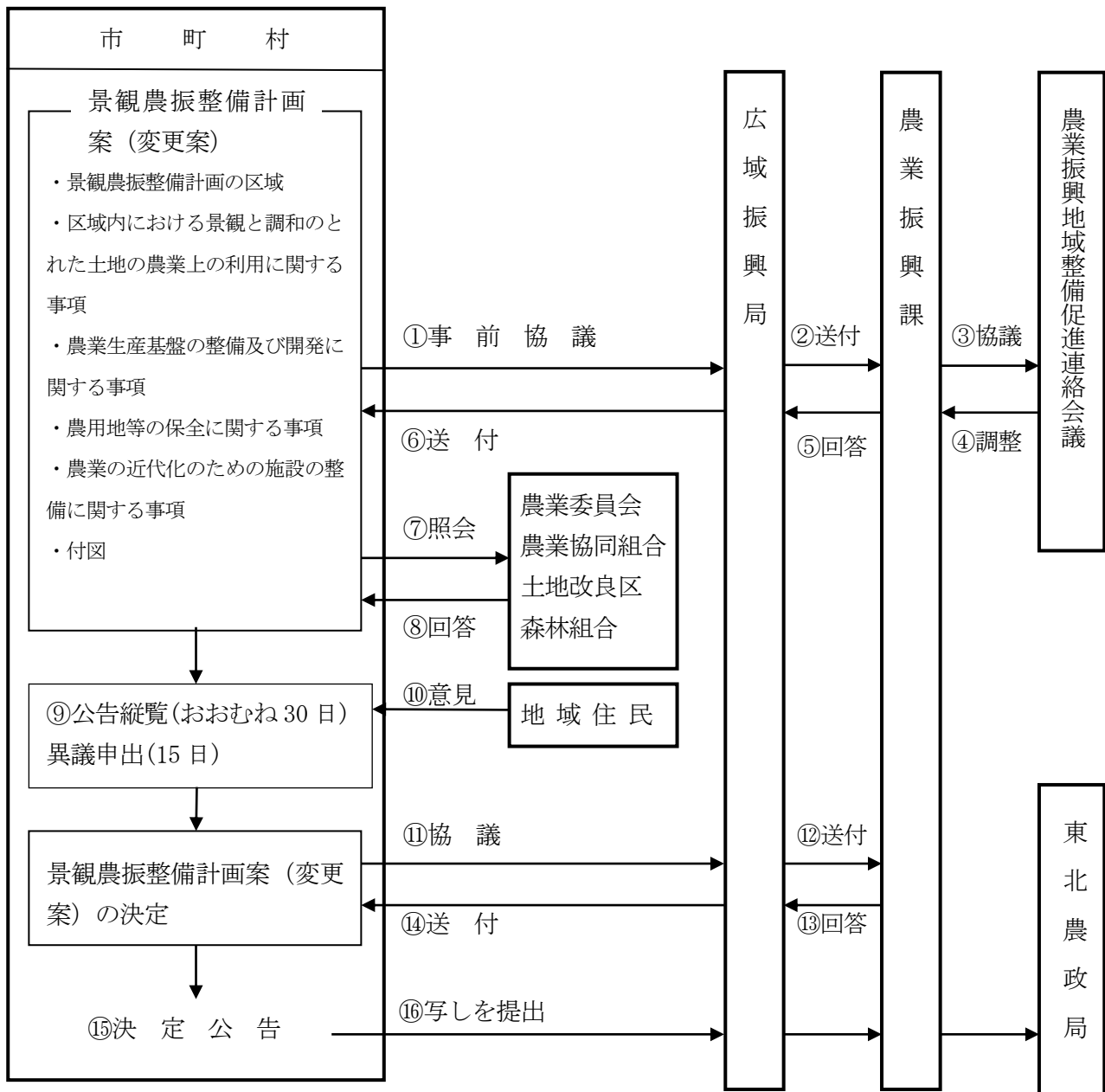
振興局農政担当部長は、市町村が農振法第 12 条第 1 項の規定により農業振興地域整備計画を公告した際は、変更協議状況を【様式第 37 号】により取りまとめ、(1)の台帳の写し等を添付して、翌月の 10 日までに農業振興課総括長に報告するものとする。

第9 景観農業振興地域整備計画の策定及び変更

1 景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振整備計画」という。）

市町村は、景観法第8条第2項第4号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、市町村整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農振整備計画を定めることができる。

2 事務の流れ



3 市町村における処理

(1) 景観農振整備計画策定・変更に際しての留意事項

景観農振整備計画を策定又は変更する場合は、次のことに留意し、取り進めるものとする。

ア 景観計画及び市町村整備計画に適合するとともに、農振法第4条第3項に規定する国の計画並びに都市計画と調和を保つこと。(景観法第55条第3項)

イ 議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即すること。(景観法第55条第4項において準用する農振法第10条第2項)

ウ 景観法運用指針V-5-(2)-①-3)に基づき、農政担当部局は、林務担当部局と十分調整するよう努めること。

エ 景観農業振興地域整備計画に関する省令(以下「景観農振省令」という。)第1条の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

オ 景観法運用指針V-5-(3)-2)に基づき、農業協同組合、土地改良区及び森林組合の意見を聴くよう努めること。

(2) 事前協議

景観農振整備計画の策定又は変更に当たり、事務の円滑な処理を図る観点から、事前の調整が必要と認められるときは、事前協議できるものとする(①)。

事前協議は、事前協議書【様式第38号】に景観農振整備計画案(変更案)を添えて、振興局農政担当部長を経由して農林水産部長に提出するものとする。

(3) 関係機関との調整

(2)の事前協議後、景観農振省令第1条及び景観法運用指針V-5-(3)-2)に定める関係機関に、景観農振整備計画案(変更案)に対する意見を求めるものとする(⑦)。

(4) 縦覧・異議申出

ア 市町村長は、(3)の意見聴取を行った後に、景観法第55条第4項において準用する農振法第11条第1項(農振法第13条第4項において準用する第11条第1項)の規定に基づき、景観農振整備計画を策定(変更)する旨を公告し【様式第39-1号】、当該景観農振整備計画案(変更案)に、策定(変更)しようとする理由を記載した書面【様式第39-2号】を添えて、公告の日の翌日から起算しておおむね30日間縦覧に供するものとする(⑨)。

なお、縦覧に供する景観農振整備計画の案は、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、併せて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとし、最終日が市町村の休日である場合は、その翌日まで縦覧に供すること。

イ 縦覧期間満了日までに、景観農振整備計画案(変更案)について、当該市町村住民から意見書の提出があった場合は、受け付けるものとする(⑩)。

ウ アの公告縦覧後、15日間の異議申出期間を設けるものとする。

(5) 法定協議

(4)のウの異議申出期間満了後(異議申出があった場合は、景観法第55条第4項において準用する農振法第11条第7項に定める手続き終了後)景観農振整備計画策定(変更)協議書【様式第40-1号】又は【様式第40-2号】を振興局農政担当部長を経由して農林水産部長に提出するものとする(⑪)。(農林水産部長の専決事項であり、知事あてとして提出)

(6) 軽微変更

ア 景観農振整備計画の変更が景観法第55条第4項に基づく景観法施行令第16条で定める軽微な変更であるときは、(1)のウからオまで及び(2)から(5)までの適用はなく、景観法第55条第4項

において準用する農振法第12条第1項に基づき決定公告するものとする。

イ 決定公告後、変更後の景観農振整備計画書に決定公告の写しを添付して振興局農政担当部長に提出するものとする。

(7) 決定公告等

市町村長は、当該景観農振整備計画の協議に対する回答の通知を受けたときは(14)、景観法第55条第4項において準用する農振法第12条第1項(第13条第4項において準用する第12条第1項)の規定に基づき決定公告【様式第41号】し(15)、(8)の景観農振整備計画書を送付する際に、その決定公告の写しも併せて送付するものとする。

なお、景観法第55条第4項において準用する農振法第12条第2項の規定による、景観農振整備計画書又はその写しの縦覧については、市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。

(8) 景観農振整備計画書等の送付

景観農振整備計画策定(変更)の決定公告を行った市町村長は、当該景観農振整備計画書及び決定公告の写しを【様式第42-1号】及び【様式第42-2号】により、振興局農政担当部長に提出するものとする。(16)

4 広域振興局における処理

(1) 事前協議書及び協議書の送付

3の(2)による事前協議又は3の(5)の法定協議の提出を受けた振興局農政担当部長は、提出された書類を必要に応じて補正し、農林水産部長に送付するものとする。(2)(12)

(2) 景観農振整備計画書等の送付

3の(8)により、景観農振整備計画書等の送付を受けた振興局農政担当部長は、【様式第42-1号】及び【様式第42-2号】に定める提出部数を確認し、農林水産部長に送付するものとする。

5 農業振興課における処理

(1) 事前協議

農林水産部長は、4の(1)に係る事前協議の提出があったときは、必要に応じて農業振興地域整備促進連絡会議、関係機関等から意見を聴き(3)(4)、景観農振整備計画案(変更案)の適否について検討し、その結果を【様式第43号】により振興局農政担当部長を経由して市町村長に回答するものとする(5)。

(2) 法定協議

農林水産部長は、4の(1)に係る法定協議の提出があったときは、すみやかに景観農振整備計画案(変更案)の適否について検討し、その結果を振興局農政担当部長を経由して、【様式第44号】により回答するものとする(13)。

(3) 景観農振整備計画書の送付

4の(2)により、景観農振整備計画書の送付を受けた農林水産部長は、東北農政局及び5地域担当所管部所等に送付するものとする。

第 10 転用を伴わず農用地区域から除外する土地について

転用を伴わず農用地区域から除外できる土地については、以下の場合等がある。

1 農用地等に該当しなくなると判断できる土地（法第 10 条第 3 項非該当）

農用地等とすることが適当とされる土地については法第 10 条第 3 項に定められている。この要件を満たさないこととなった場合には、転用計画等の有無に関わらず農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外することが可能である。具体的には以下に掲げる 3 つの場合があり、いずれかに該当する土地は市町村の判断によって除外するものとする。ただし市町村が法第 10 条第 3 項第 5 号に該当するものと判断した土地については引き続き農用地区域とすることができる。

(1) 集落介在農地（以下の 4 項目すべてに該当する農用地）

- ・ 概ね 3 辺以上が、宅地等農用地以外の土地と接していること。
※ 国・都道府県などの道路をもって集団農地の境界とする場合には、幅員、構造等からみて、一連の農作業を行うことができない場合に、団地性を分断する境界とすること（ガイドライン第 13 の 1 の (1) の ①)
- ・ 1 団地の規模が概ね 0.5ha 以下であること。
- ・ 生産性が低く、将来宅地等と一体的に利用することが適当と認められること。
- ・ 集団的農地としての利用が困難と認められること。

(2) 山間介在農地（以下の 3 項目全てに該当する農用地）

- ・ 当該農用地周辺の山林原野に、農地開発の予定がないこと。
- ・ 1 団地の規模が概ね 1 ha 以下であること。
- ・ 将来ともに農業の近代化を図ることが困難と認められること。

(3) 現況山林・原野等（以下のいずれかに該当し、今後も開発見込みのない土地）

- ・ 将来農地として開発する予定で農用地区域に編入していた山林・原野等。
- ・ 農地に該当しない旨の農業委員会の証明書がでる見込みのある山林・原野等。

注 《農業委員会の証明書が出る見込みのあるもの》

- ・ 天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの
- ・ 農地又は採草放牧地以外になってから長年月（20 年以上）を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの

2 市町村における処理

1 で掲げた土地を農用地区域から除外する予定のある市町村長は、事前協議を行う際に、併せて次の書類を提出するものとする。

(1) 1 で掲げた土地を農用地区域から除外する場合

- ・ 農用地区域から除外する土地の定義【様式第 45 号】

- ・ 位置図（1/25,000 程度）
 - ・ 詳細農用地利用計画図（1/2,500 程度、地番・地目・農用地区域の範囲を示したもの）
 - ・ 土地の現況写真（3方向程度から撮影、周囲の状況が把握できるもの）
- ※ 農業委員会から適用外証明が出ることをもって除外する場合は、その旨を確認できる資料

附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。

【様式第1号】

農業振興地域の区域の変更調書

市町村名	変更面積 (ha)		位置	変更理由	広域振興局の検討結果
	拡大	縮小			
	(地目別内訳) 田 畑 樹園地 山林 原野 その他	(地目別内訳) 田 畑 樹園地 山林 原野 その他 (用途指定) 農用地区域 農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地 農用地区域外		(注) 補助事業等の導入にあつては次についても記入のこと。 1 事業名 2 実施予定年度 3 事業主体 4 事業の目的 5 事業の内容	

(注) 添付図面 ① 土地利用計画図(農振附図1号)に変更位置を正確に表示した図面(4部)
 ② 開発等の内容図面(1/5000程度)(3部)

【様式第2号】

番 号
年 月 日

岩手県農林水産部長 様

市 町 村 長

年度 農業振興地域基礎調査実施報告について

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2に基づく基礎調査を実施することを報告します。

【様式第2号別添】

1 前回農業振興地域整備計画を策定して以降の農業情勢の概要について

--

2 土地利用の概要

ア) 市町村行政区域内の土地利用状況（現況地目別面積）

単位：ha

年月日	総面積	農地			採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設用地	山林 原野	その他
		田	畑	樹園地					
前回定期 見直し (※1)									
年度 3月末 (※2)									

※1 前回定期見直し（決定）時点

※2 定期見直しを実施する前年度3月末時点

イ) 農業振興地域内の土地利用状況（現況地目別面積）

単位：ha

年月日	総面積	農地			採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設用地	山林 原野	その他
		田	畑	樹園地					
前回定期 見直し									
年度 3月末									

ウ) 農用地区域内の用途指定の状況（用途区分別地目面積）

単位：ha

年月日	総面積	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地
前回定期 見直し					
年度 3月末					

エ) 農用地区域内の土地利用の状況(現況地目別面積)

単位：ha

年月日	総面積	農 地			採 草 放牧地	混 牧 林 地	農 業 用 施設用地	山 林 原 野	その他
		田	畑	樹園地					
前回定期 見直し									
年度 3月末									

3 農業振興地域整備計画の変更状況

単位：ha

変 更 年 月 日	変 更 の 内 容	変 更 の 主 な 理 由

- 注) 1 前回の定期見直し以降の変更状況を記載する。
 2 「変更の内容」には、農用地区域の変更の場合はその面積（減の場合は△印を付す。）も記載する。
 3 軽微な変更については、記載不要とする。

【様式第 3 号】

番 号
年 月 日

岩手県農林水産部長

(〇〇広域振興局農政(林)部長) 様

市 町 村 長

〇〇農業振興地域整備計画変更事前協議書

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づいて定めた標記計画を下記のとおり変更したいので、別紙資料を添えて事前協議します。

記

1 変更理由

注) 市町村における農業をとりまく社会、経済情勢等の変化及び市町村発展計画あるいは農業の土地利用計画等との関連性から理由づけを行うこと。

なお、随時変更において、農用地利用計画のみを変更する場合には、基本指針の第1-(2)-③を踏まえ、計画の随時変更を行うやむを得ない理由について、詳細かつ客観的に記述すること。

2 変更内容一覧

該当項目	変 更 計 画 項 目	附 属 資 料
	1 農用地利用計画	
	2 農業生産基盤の整備の開発計画	
	3 農用地等の保全計画	
	4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
	5 農業近代化施設の整備計画	
	6 農業を担うべき者の育成確保施設の整備計画	
	7 農業従事者の安定的な就業促進計画	
	8 農村生活環境施設の整備計画	

注1) 該当項目に○印を付すること。

注2) 附属資料は、変更計画項目に対応する資料を添付すること。ただし、基礎調査に基づく計画の変更の場合は、変更計画概要書、変更計画書、基礎資料等の添付をもって代えることができる。

注3) 農用地利用計画を変更する場合は、様式第3号別添1～5を添付すること。

【様式第3号別添1】

1 農用地利用計画の変更概要

(1) 土地利用の状況（変更前の状況）

単位：ha

		総面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	その他
			田	畑	樹園地					
行政区域										
農業振興地域										
農用地 区域	現況									
	用途区分		/							

(2) 農用地利用計画の変更（変更明細は次ページ）

単位：ha

変更内訳		増 面 積	減 積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野
				田	畑	樹園地				
除外	現況									
	用途区分		/							
編入	現況									
	用途区分		/							
用途変更	現況									
	用途区分		/							
計	現況									
	用途区分		/							

(3) 変更後の農用地利用計画（今後管理する農用地区域）

単位：ha

		総面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野
			田	畑	樹園地				
農用地 区域	現況								
	用途区分		/						

※「現況」の総面積と「用途区分」の総面積を合わせること。

【様式第3号別添2】

(2)の農用地利用計画の変更内容（前ページ(2)の内訳）

単位：㎡

変更理由	件数	土地区分	増減面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	備考
				田	畑	樹園地					
		現況									
		用途区分									
		現況									
		用途区分									
		現況									
		用途区分									
		現況									
		用途区分									
		現況									
		用途区分									
		現況									
		用途区分									
合計		現況									
		用途区分									

注 変更理由の欄は、変更理由別にまとめて整理すること。

例) 除外の場合：一般住宅建設、植林転用、集落介在農地、山間介在農地

編入の場合：〇〇ほ場整備

用途変更の場合：畜舎建設

【様式第3号別添3】

1 農用地区域からの除外一覧

番号	地区名	地番	面積 (㎡)	現況地目	除外理由
1					
2					
3					
4					
5					

※ 除外事案ごとに事業計画概要書（様式第3号別添4）、除外検討表（様式第3号別添5）、配置図、位置図及び変更箇所に係る詳細農用地利用計画図（地番及び地目も記載すること。）を添付すること。

※ 番号は、様式第3号別添4及び5の番号に合わせること。

※ 除外理由については、除外する土地が農用地区域の設定基準（法第10条第3項各号に掲げる事項）に該当しない土地となった理由、農用地区域に含まれない土地（法第10条第4項、政令第8条各号、規則第4条の4第1項各号に掲げる事項）となった理由又は農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外することを適当とした理由（法第13条第1項及び第2項に掲げる事項）を記載するとともに、根拠法令の条項を記載すること。

2 農用地区域への編入一覧

番号	地区名	地番	面積 (㎡)	現況地目	編入理由
1					
2					
3					
4					
5					

※ 編入箇所に係る1/2500程度の図面、位置図のほか、事業計画概要書等参考資料を添付すること。

※ 編入理由については、編入する土地が農用地区域の設定基準（法第10条第3項各号）に該当することとなった理由を具体的に記載すること。

3 農用地区域の用途変更一覧

番号	地区名	地番	面積 (㎡)	現況地目	用途変更理由
1					
2					
3					
4					
5					

※ 変更箇所に係る位置図、詳細農用地利用計画図（地番及び地目も記載すること）及び配置図のほか事業計画概要書等参考資料を添付すること。

【様式第3号別添4】（住宅団地、工業用地、公共性の高い転用事業等の場合の様式）

事業計画概要書

番号	
----	--

1 事業の目的及び必要性

（※ 産業の動向、土地利用の現況等その地域の概況を簡潔に記述し、当該地域における事業の目的及び必要性を記載する。）

2 市町村における当該事業の位置づけ及び当該地域の農業振興方策の方向

（※ 市町村における当該事業の位置づけ又は基本的な考え方を記述する。また、事業の実施が当該地域の土地利用計画、農業生産基盤の整備など農業振興地域整備計画の推進に支障ないかを記載する。）

3 事業計画概要

(1) 事業主体

ア) 名称（法人等名、代表者職氏名）

イ) 業務内容

ウ) 住所

(2) 業務内容及び工事施工期間

（※ 事業の具体的内容とその具体的事業ごとに工事施工期間を記載する。工事施工期間は、事業完了までを月単位で記載すること。）

(3) 事業計画地の状況

事業又は施設等の名称	所在地（字・地番）	所 有 者	計画面積（㎡）	左のうち農用地区域に 係る面積（㎡）	登記地目	現況地目	備 考
合 計							

【添付図面】 次の図面を添付すること。

- ①位置図（1/25000程度 農用地利用計画図附図1号に位置をおとす）
- ②詳細農用地利用計画図（1/2500程度 地番、地目、農用地区域の範囲を示すこと。）
- ③配置図

- (4) 必要面積の算定根拠
 - (※ 必要面積を客観的に算定し、除外面積が必要かつ適正な面積であることを説明する。)
 - (5) 事業計画地に関する土地改良事業の実施状況
 - ア) 土地改良事業名
 - (※ ほ場整備、区画整理、用排水整備など法第 10 条第 3 項第 2 号及び省令第 4 条の 3 に該当する事業について記載すること。
また、事業完了のものだけでなく、事業実施中のもの、及び実施計画中のものについても全て記載すること。)
 - イ) 事業主体
 - ウ) 事業概要
 - (※ 事業概要を記載する他、土地改良事業実施状況（又は計画）図に転用事業計画区域を示すこと。)
 - エ) 事業実施主体との調整結果
 - (※ 具体的な調整内容とその結果を記載する。)
 - (6) 事業又は施設等ごとの具体的な取水・排水計画の概要
 - ア) 取水計画
 - イ) 排水計画
 - (※ 取水計画及び排水計画については、事業又は施設等ごとに予定する水源、取水可能量及び排水先等を記入すること。また、汚水等を伴う事業にあっては、その処理方法及び排水経路等を添付図面（配置設計図等）に示すこと。)
 - (7) 被害防除措置
 - (※ 事業の実施に伴う近隣農地又は農作物に対する被害予想の有無及び被害が予想される場合、その内容と被害防除措置を記載する。)
- 4 事業計画地の全部又は一部を農用地区域内に選定した理由及び経緯（6 要件検討表）
- (※ 用地選定条件を並べ、用地の絞込み経緯を詳しく記載し、法第 13 条第 2 項各号の要件を客観的に検討すること。)

【様式第3号別添4】（農振除外の目的が、農家住宅・一般住宅建設、植林転用、資材置場、農業用施設等の場合の様式）

事業計画概要書

番号	
----	--

- 1 事業計画者
住所
氏名
- 2 事業目的（転用理由）
- 3 事業の概要（事業着手時期等）

4 事業計画地

土地の所在地	所有者	計画面積(m ²)	左のうち農用地区域に係る面積(m ²)	登記地目	現況地目	備考
合 計						

5 事業計画地に関する土地改良事業の実施状況

- (1) 土地改良事業名
（※ ほ場整備、区画整理、用排水整備など法第10条第3項第2号及び省令第4条の3に該当する事業について記載すること。
また、事業完了のものだけでなく、事業実施中のもの、及び実施計画中のものについても全て記載すること。）
- (2) 事業主体
- (3) 事業概要
（※ 事業概要を記載する他、土地改良事業実施状況（又は計画）図に転用事業計画区域を示すこと。）
- (4) 事業実施主体との調整結果
（※ 具体的な調整内容とその結果を記載すること。）

6 事業計画地の全部又は一部を農用地区域内に選定した理由及び経緯（6要件検討表）

（※ 用地選定条件を並べ、用地の絞込み経緯を詳しく記載し、法第13条第2項各号の要件を客観的に検討すること。）

【添付図面】

- ①位置図（1/25000程度 農用地利用計画図附図1号に位置をおとす）
- ②詳細農用地利用計画図（1/2500程度 地番、地目、農用地区域の範囲を示すこと。）
- ③配置図（資材置場にあつては土地の利用計画図）

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

	転用事業名		番号
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>〔※具体的には、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に利用することについて、具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないことや、当該農用地等以外の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないことの説明であること。〕</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>〔※土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは適当ではないこと。〕</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p>			<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：平成 年 月 日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無</p> <p>〔有の場合その内容〕</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>

【様式第4-1号】

〇〇市(町、村)告示 号

〇〇農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項及び第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更理由書」という。）を次により縦覧に供する。

当市（町、村）の住民は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、市（町、村）に意見書を提出することができる。

また、当該計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、年月日（※縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日目の日。）までに市（町、村）にこれを申し出ることができる。

（注：意見書の作成様式は任意であるので、提出方法やその他の注意事項については、必要に応じて追記すること）

年 月 日

〇〇市（町、村）長

○ ○ ○ ○

- 1 農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 年 月 日（注：公告年月日）
至 年 月 日（注：公告年月日の翌日から起算しておおむね30日目の日。ただし当該日が休日のときは、休日でないその次の平日。）
- 2 農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所
〇〇市役所（町、村役場） 〇〇市（町、村） 〇〇番地
- 3 意見書の処理方法
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告する。

【様式第4－2号】

〇〇農業振興地域整備計画を変更しようとする理由

1 〇〇農業振興地域整備計画の変更理由

(注)

(定期見直しの場合)

基礎調査に基づく分析を踏まえて、当該農業振興地域の計画的かつ総合的な整備を図る観点から、農業生産基盤、農業近代化施設、農業者の就業促進施設の整備等について変更の必要が生じたと判断する具体的な理由を記載すること。

(随時変更の場合)

人口の増加による住宅需要の増大、鉄道の乗降場・高速自動車国道のインターチェンジの設置等による都市的土地利用需要の増大、農業の担い手の育成・確保のための住宅需要の増大等情勢が推移したと判断する具体的な理由を記載すること。

2 農用地利用計画の変更理由

別紙のとおり（様式第3号別添3を添付すること。）

(注)

1 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更に当たっては、事案毎に「農用地区域からの除外に関する検討表」（様式第3号別添5）を添付すること。

（法第13条第2項各号の要件を満たすと判断される理由を各号ごとに具体的に記載すること。）

2 市町村整備計画の変更の場合にあっては、その変更しようとする部分を明らかにした新旧対照の形式で作成した案を添付すること。

【様式第5-1号】（事前協議を行った場合の様式）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

〇〇農業振興地域整備計画変更協議書

年 月 日付第 号で事前協議の回答があった標記計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定に基づき協議します。

記

1 農業振興地域整備計画変更案の公告縦覧期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 地域住民からの意見書の提出の有無

有・無

3 異議申出期間及び異議申出の有無

(1) 異議申出期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 異議申出の有無：有・無

4 変更に係る関係団体の意見等（別添）

(1) 農業協同組合

(2) 土地改良区

(3) 森林組合

(4) 農業委員会

(5) その他（市町村農業振興地域整備促進協議会、商工会議所等）

注1）様式第4-1号による告示及び様式第4-2号による当該計画を変更しようとする理由を記載した書面の写しを添付すること。

注2）意見書の提出があった場合には、その要旨と処理結果を記載した書面を添付すること。

注3）異議申出があった場合には、その処理結果（調整経過を含む）を記載した書面を添付すること。

【様式第5-2号】（事前協議を行わない場合の様式）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

〇〇農業振興地域整備計画変更協議書

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき定めた標記計画を下記のとおり変更したいので、同法第13条第4項において準用する第8条第4項の規定に基づき協議します。

記

1 変更理由

注）市町村における農業をとりまく社会、経済情勢等の変化及び市町村発展計画あるいは農業の土地利用計画等との関連性から理由づけを行うこと。

なお、随時変更において、農用地利用計画のみを変更する場合には、基本指針の第1-(2)-③を踏まえ、計画の随時変更を行うやむを得ない理由について、詳細かつ客観的に記述すること。

2 変更内容一覧

該当項目	変 更 計 画 項 目	附 属 資 料
	1 農用地利用計画	
	2 農業生産基盤の整備の開発計画	
	3 農用地等の保全計画	
	4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
	5 農業近代化施設の整備計画	
	6 農業を担うべき者の育成確保施設の整備計画	
	7 農業従事者の安定的な就業促進計画	
	8 農村生活環境施設の整備計画	

注1）該当項目に○印を付すること。

注2）附属資料は、変更計画項目に対応する資料を添付すること。ただし、基礎調査に基づく計画の変更の場合は、変更計画概要書、変更計画書、基礎資料等の添付をもって代えることができる。

注3）農用地利用計画を変更する場合は、様式第3号別添1～5を添付すること。

3 農業振興地域整備計画変更案の公告縦覧期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 地域住民からの意見書の提出の有無

有・無

5 異議申出期間及び異議申出の有無

(1) 異議申出期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(2) 異議申出の有無：有・無

6 変更に係る関係団体の意見等（別添）

(1) 農業協同組合

(2) 土地改良区

(3) 森林組合

(4) 農業委員会

(5) その他（市町村農業振興地域整備促進協議会、商工会議所等）

注1）様式第4－1号による告示及び様式第4－2号による当該計画を変更しようとする理由を記載した書面の写しを添付すること。

注2）意見書の提出があった場合には、その要旨と処理結果を記載した書面を添付すること。

注3）異議申出があった場合には、その処理結果（調整経過を含む）を記載した書面を添付すること。

【様式第5－3号】

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

県面積目標への影響を緩和するための措置

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第5項に規定される都道府県面積目標への影響を緩和するための措置を記載した書面について、下記のとおり提出します。

記

1 講じようとする影響緩和措置の内容

- (1) 措置を講ずる者
- (2) 措置の内容
- (3) 法第13条第2項による除外面積（うち農地（耕地）面積）
- (4) 措置を講ずべき割合
- (5) 措置が求められている面積
- (6) 措置を講じようとする面積と対象地域
- (7) 履行期限

2 法第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更状況等

- (1) 農用地区域の変更に係る状況及び将来の見通し
- (2) 農業生産の基盤の整備及び開発
- (3) 農用地の保全の状況

3 その他都道府県知事が同意をするかどうかの判断に必要な事項

【様式第 6 号】

〇〇市(町、村)告示 号

〇〇農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) 第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該変更後の〇〇農業振興地域整備計画書を次により常時縦覧に供する。

(意見書の提出があった場合)

当該計画に対して提出された意見書の要旨とその処理結果を記載した書面も合わせて常時縦覧に供する。

年 月 日

〇〇市(町、村)長

○ ○ ○ ○

〇〇農業振興地域整備計画書の縦覧場所

〇〇市役所(町、村役場)

〇〇(町、村)番地

【様式第7-1号】(大臣あての様式)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 様

市 町 村 長

年度〇〇農業振興地域整備計画書写しの送付について

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

1 市町村整備計画書写し	各 1 部
2 附図	各 1 部
3 同基礎資料	各 1 部
4 関係資料	各 1 部

〔注〕当該計画の変更が、省令第4条の4第1項第27号による場合は、関係資料として「振興計画」を添付すること

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

年度〇〇農業振興地域整備計画書写しの送付について

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

1 市町村整備計画書写し	各 5 部
2 同基礎資料	各 5 部
3 土地利用計画図	各 6 部
4 その他附図(各種)	各 2 部
5 関係資料	各 2 部
6 決定公告の写し	2 部

注1) 送付部数には農林水産省分を含んでいない。

送付部数には振興局農政担当部分を含んでいる。

(従って、振興局農政担当部は上記指定部数から各1部差し引いて送付すること。)

注2) 当該計画の変更が、省令第4条の4第1項第27号による場合は、関係資料として「振興計画」を添付すること。

【様式第8号】

番 号
年 月 日

市町村長様

岩手県農林水産部長
(〇〇広域振興局農政(林)部長)

〇〇農業振興地域整備計画変更事前協議回答書

※ 計画変更が適正と認められる場合

年 月 日付け 第 号により事前協議のあったこのことについては、
異存ありません。

については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において
準用する第11条に基づく所定の手続きを進めて下さい。

※ 計画変更が不適と認められる場合

年 月 日付け 第 号により事前協議のあったこのことについては
下記の理由により計画変更を行うことは不相当と判断されるので、再検討して下さい。

記

理由

【様式第9号】

番 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事

〇〇農業振興地域整備計画の変更について

※ 同意する場合

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定に基づき、同意します。

※ 同意しない場合

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記計画の変更のうち農用地利用計画については、下記の理由により変更を行うことは不相当と判断されるので、再検討して下さい。

記

理由

【様式第 10 号】

番 号
年 月 日

〇〇広域振興局農政（林）部長 様

市 町 村 長

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号の規定による地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定し、これに基づき農用地利用計画の変更を予定していることから、当該振興計画案について貴職の意見を聞きたいので、関係資料を提出します。

【様式第 11 号】

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定について

（※ 意見がない場合）

年 月 日付け 第 号で提出のあった振興計画案については、異存ありません。

（※ 意見がある場合）

年 月 日付け 第 号で提出のあった振興計画案については、下記の事項について再検討願います。

記

再検討を要する事項及びその理由

【様式第 12-1 号】

〇〇市(町、村)告示 号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号の規定に基づく〇〇市（町、村）の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定するので、同号ロの規定により公告し、当該計画の案及び当該計画を策定しようとする理由を記載した書面（以下「策定理由書」という。）を次により縦覧に供する。

当市（町、村）の住民は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の案について、市（町、村）に意見書を提出することができる。

（注：意見書の作成様式は任意であるので、提出方法やその他の注意事項については、必要に応じて追記すること。）

年 月 日

〇〇市（町、村）長

○ ○ ○ ○

1 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案及び策定理由書の縦覧期間

自 年 月 日（注：公告年月日）

至 年 月 日（注：公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日。ただし当該日が休日のときは、休日でないその次の平日。）

2 農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

〇〇市役所（町、村役場） 〇〇市（町、村）〇〇番地

3 意見書の処理方法

（注）当該計画の案について、意見書の提出があった場合は、意見書の要旨及びその処理結果を公告する。

【様式第 12－2 号】

〇〇市（町、村）地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を定めようとする理由

【様式第 13 号】

(注)以下に記述する事項は、市町村が策定する地域の農業の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）が農振法施行規則第4条の5第1項第27号（以下「27号」という。）に掲げる要件を満たすものであることをより明確にするため、当該計画に記述されていることが望ましいと考えられる事項及び当該計画が27号各号に掲げる要件を満たすと判断するに当たって留意することが適当な事項等について参考として示したものであり、市町村が自主的に策定する振興計画の記述事項及び内容を要件付けるものではないので、留意されたい。

また、農業振興の方策は、地域の状況により多様であることから、本様式例の事項にとどまらず、地域の実情に即して必要な事項が記述されていることが望ましい。

(参考様式)

△△市（町村）○○地域の農業の振興に関する計画

年 月 日 策定
年 月 日 変更

1 趣旨（目的又は背景等）

2 ○○地域の概要

〔留意事項等〕

振興計画において種類、位置及び規模が定められている施設の用に供する土地が農用地区域に含まれない土地とされるのは、当該施設が27号柱書の当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものであって、振興計画が同号各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限られることに留意すること。

また、振興計画に位置付ける施設の用地を農用地区域から除外するための市町村整備計画の変更については、振興計画の案についてあらかじめ都道府県知事との調整を図ることが望ましいとしているが、その際には、同号柱書の本文の規定及び同号各号に掲げる要件を満たすことについて、農業委員会はもとより、市町村の関係機関団体等にも幅広く意見を求め、それらの意見も踏まえ各要件を判断した結果について明確にした上で調整が行われることが望ましいこと。

〔策定日、変更日関係〕

27号ヲにおいて「当該計画に従って法第10条第3項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供するための事業が当該計画策定の日から5年を超えない日までに開始される見込みがあること」とされていることから、当該要件について判断するためには、振興計画の策定日が明示されていることが必要となる。

〔1の関係〕

振興計画を策定する趣旨（目的又は背景等）が記述されていることが望ましいこと。

この場合、市町村整備計画と振興計画が併存することの必要性について記述されていることが望ましいこと。

なお、「3○○地域の農業振興の方向及び方策等」の記述をもって代えることも考えられること。

〔2の関係〕

「○○地域の概要」は、振興計画の対象区域の範囲と市町村の農業振興地域の範囲との関係が明らかになるように定めることが望ましいこと。

(1) 計画の対象区域

[2 の (1) の関係]

- ① 振興計画の対象区域は、市町村の全域であるか市町村の一部の地域であるかは問わないが、その対象区域が明確となるように記述されていること。
- ② 一の市町村において、振興計画が複数策定される場合には、その対象区域が重複することは適当ではないこと。
- ③ 市町村の一部の地域を振興計画の対象区域とする場合には、市町村農業振興地域整備計画書の附図 1 号等の 1 万分の 1 ないし 5 万分の 1 程度の縮尺の図面を用いて、振興計画の対象区域が図示されていることが望ましいこと。

(2) ○○地域の農業振興の現状(動向)と課題

[2 の (2) の関係]

- ① 対象区域内の農業の現況、動向及び今後の見通し並びに対象区域が市町村の区域の一部である場合は、市町村内における対象区域の特徴、及び農業振興上の課題等が記述されていることが望ましいこと。

(3) ○○地域の土地利用の現況等

[2 の (3) の関係]

- ① 対象区域内の土地利用の現況、自然的経済的社会的諸条件、当該諸条件からみた対象区域の土地利用の一体性、市町村内における特徴等が記述されていることが望ましいこと。
- ② 対象区域内の土地利用の現況について、おおむねの地目別面積（その内数としての農業振興地域の面積及び農用地区域の面積）が記述されていることが望ましいこと。

(4) 土地改良事業等の実施状況

[2 の (4) の関係]

土地改良事業名、事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
受益面積 (ha)		
工期(着工年度～完了年度)		

- ① 対象区域内の土地に係る土地改良事業等の実施状況が分かる事業名、事業の種類（ほ場整備事業、かんがい排水事業、農地開発事業等）等が記述されていること。
- ② 土地改良事業等の工期として、工事の着工年度と完了年度（又は完了予定年度）が記述されていること。
なお、工事完了年度（又は工事完了予定年度）とは、工事完了公告（工事完了予定年度にあつては、事業計画の公告）により公示された工事完了日の属する年度（又は工事完了予定年度）であること。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

[2 の (5) の関係]

- ① 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況について、対象区域内の特徴等が記述されていること。
- ② 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の面積が記述されていることが望ましいこと。

3 ○○地域の農業振興の方向及び方策等

1 地域の特性に応じた農業振興の方向
① ○○○○○○
② ○○○○○○
2 振興計画により目指す農業振興の方策
① ○○○○○○
② ○○○○○○
3 市町村整備計画における関連事項
4 振興計画の達成状況（定期的検証の結果）
① ○○○○○○（平成○年○月時点）
ア 狙いとする効用の発揮
イ 振興計画上の目標の達成度
② ○○○○○○（平成○年○月時点）

4 ○○地域の土地利用の方向

〔3の関係〕

本事項は、振興計画の対象区域における農業振興の方向とその達成のため、市町村整備計画における農業振興方策と併せ、振興計画による農業振興方策を講ずる必要があることを明確に判断することができる記述とすることが望ましいこと。

なお、表中各事項については、以下の点に留意して記述することが望ましいこと。

1 地域の特性に応じた農業振興の方向

地域の農業振興の方向を明確にした上で、市町村整備計画に基づき講ずる施策と併せて講ずる必要がある農業振興方策について、「地域の特性に応じた農業振興の方向」として記述すること。

なお、本事項の記載に際しては、市町村整備計画と市町村の農業振興に関する計画などに即して定めること。

2 振興計画により目指す農業振興の方策

左表の1に対応する具体的な方策について記述する。

その際、その目指す方策がもたらす効果の定量的な目標について、それを達成するために必要な施設ごとに記述すること。

なお、定量的な目標の記述が困難な場合には、具体的な内容について、定性的に記述すること。

3 市町村整備計画における関連事項

左表の1に関連する（振興計画と併せて講ずる）市町村整備計画の内容について該当するものがある場合に記入する。

4 計画の達成状況

左表の2に記載した振興計画により目指す農業振興の方策ごとに効用が見込みどおり発揮されているか、目標が達成されているか記述すること。

なお、振興計画の策定時点では、達成状況の記載は不要であるが、「定期的検証を行う旨の記載があること」が振興計画の要件であることから、本事項を省略しないこと。

〔4の関係〕

① 振興計画の対象区域内における土地利用の現況、自然的経済的社会的条件の概況等が簡潔に記述され、あわせて当該区域内における人口、産業の見通し及び開発計画等を勘案した非農業的土地利用の方向と農業の振興を図るために必要な農用地等の確保の方向（農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のための土地利用の方向）等についての基本的な考え方が記述されていること。

② 市町村整備計画における農業上の土地利用の方向との整合がとれていると判断することができる内容であること。

③ 「議会の議決を経て定められた市町村の建設に係る基本構想その他」当該市町村の地域振興に関する計画との調和が図られた内容となっていること。

5 施設の種類の、位置及び規模並びに振興計画の要件

(1) 総括表

振興計画による方策	施設種類番号	施設の種類の	施設の位置	施設の用に供する土地の規模	
				うち農用地	区域
①	1			m ²	m ²
	2				
	3				
②	4				
	・				
	・				

(2) 施設調書
(別紙のとおり)

(3) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件

[5の關係]

- ① 振興計画に定める施設の種類の、位置、規模等について総括表に整理することが望ましいこと。
なお、総括表は3の表の1及び2の内容と照合することができるように整理することが望ましいこと。
- ② 振興計画に複数の施設が定められている場合にあつては、別紙として施設調書を作成する等振興計画に定められる施設の用に供する土地のそれぞれが27号各号に掲げる要件を満たすことを判断することができる記述となっていること。
また、定める施設が少数の場合等で、別紙として施設調書を作成しない場合にあつては、総括表において、振興計画に定められる施設の用に供する土地のそれぞれが3の表の2の「振興計画により目指す農業振興の方策」と照合することができるようにすること。
- ③ 施設の種類の、住宅、店舗又は工場のような総称ではなく、農家住宅、農家分家住宅、農業用機械販売店、農業生産資材販売店、農産物加工・販売施設、農機具整備工場、地場産品製造工場等のような定める施設の具体的内容が分かるように記述されていることが望ましいこと。
特に、地域の農業の振興との關係について補足が必要な施設については、例えば、農家分家住宅（農家の分家で農作業を補助する者の用に供するもの）又は農産物加工・販売施設（主として地域の農畜産物を加工し又は販売するもの）とするなど、地域の農業の振興との關係が明確になるように記述することが望ましいこと。
- ④ 同一の施設の種類の複数の施設を振興計画に定める場合は、施設の種類の、位置、規模の記述に当たって、総括表に施設種類番号、施設の種類の、施設の位置（施設の用に供する土地の所在（大字、字））、施設の用に供する土地の規模（施設の用に供する土地の面積）を記述し、施設の用に供する土地の地番等については、別紙（施設調書）に記述することも考えられること。
- ⑤ 複合施設のように、一団の土地において複数の施設を同一の事業計画の下に整備しようとする場合は、事業計画で予定されている複合施設を1件として総括表に記述し、施設調書には複合施設を構成する個々の施設として記述されていることが望ましいこと。
- ⑥ 施設の用に供する土地の規模（面積）の記述に併せて、その内数として施設の用に供することにより農用地区域から除外されることとなる土地の面積について記述されていること。
- ⑦ 振興計画の変更により、新たに施設を定める場合にあつては、当該施設が、3の地域の農業振興の方向及び方策等、4の地域の土地利用の方向に照らして必要と認められる施設と判断できること。

[5の(3)關係]

総括表に続けて、27号各号に掲げる要件のうち、同号イからハまでについて記述することが望ましいこと。
なお、同号イからハまでに掲げる要件を施設調書に記述する場合には、特に個別

<p>①ア 農業委員会の意見の要旨（イの要件） イ 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）</p> <p>②ア 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件） イ 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）</p> <p>ウ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）</p> <p>③ 定期的な検証（ハの要件）</p> <p>6 添付資料</p> <p>(1) 計画の対象区域を示した図面 (2) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（総括図） (3) 計画の対照区域内における土地利用の方向を示した図面 (4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（総括図） (5) 計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明らかにした図面（総括図） (6) 農業委員会の意見書、計画に定めた施設の用に供する土地における当該施設の配置を明らかにした図面等（施設調書に添付する場合を除く。） (7) その他参考となる図面、書類（必要に応じて添付）</p>	<p>施設に反映すべき農業委員会の意見、住民の意見及び関係農業団体の意見並びに特記すべき施設の検証内容等があるときは、これを記述することが望ましいこと。</p> <p>〔5の(3)の①の関係（イの要件）〕 振興計画の策定（又は変更）に当たって、振興計画及び市町村整備計画の案並びに農業委員会からの意見の要旨を提示するとともに、市町村として振興計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から当該意見をどのように計画の内容に反映させたかを判断することができる内容となっていること。</p> <p>〔5の(3)の②の関係（ロの要件）〕 ① 縦覧日及び縦覧方法が記述されていることが望ましいこと。 その際、縦覧方法は、市町村整備計画の案の縦覧準じ、広報やインターネット等を活用して地域の住民や農業関係団体が確実に知り得るようにしたことが分かる内容となっていること。 ② 市町村の住民から出された意見の要旨及び当該意見の処理結果が記述されていることが望ましいこと。 なお、当該意見については、意見の要旨、振興計画への反映の有無及びその理由が分かる内容となっていること。 ③ 振興計画の案の縦覧の時点においては、記述は不要であること。</p> <p>〔5の(3)の③の関係（ハの要件）〕 振興計画の3の表の4に記載する狙いとする効用の発揮及び振興計画上の目標の達成度とは別に、定期的な検証の時期、検証の方法及び客観性の確保の方法を明示するとともに、検証結果を公表する旨を明示することが望ましいこと。 また、検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際してそれぞれ反映する旨を明示することが望ましいこと。</p> <p>〔6の関係〕 ① 振興計画の対象区域及び振興計画の対象区域内における農用地区域の指定状況、土地利用の方向、土地改良事業等の実施状況並びに振興計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明示した1万分の1ないし5万分の1程度の縮尺の図面（総括図）が添付されていること。 なお、必要に応じて複数の事項を一葉の図面にまとめて記述して差し支えないこと。 ② 振興計画に複数の施設を定める場合の施設の位置の図面への表示に当たっては、施設種類番号を用いることも考えられること。 ③ 農業委員会の意見書、施設の用に供する土地の位置図、施設の用に供する土地の区域内の配置計画図、農用地区域の変更に係る図面が添付されていること。</p>
---	---

(別紙) 施設調書

(施設番号：〇〇－１－〇１)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	
施設の内容等	
施設の位置	
施設の用に供する土地の規模 (㎡)	
施設建設等の開始 予定時期	

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

[留意事項等]

施設番号は、

- ・振興計画3の表の2に記載する振興計画より目指す農業振興の方策の内容
- ・振興計画の5の(1)の総括表に記載する施設種類番号
- ・個々の施設番号

を枝番で接続して標記するなど、農業振興との関係を施設調書まで一貫して確認することができるようにしておくことが望ましいこと。

[1の関係]

- ① 施設番号を用いる等振興計画本体に記述される施設との関係が明確となるよう記述されていること。
- ② 施設の種類、位置及び規模の記述についての留意事項は、振興計画本体（総括表）に準じること。
また、複合施設のように、一団の土地において複数の施設を同一の事業計画の下に整備しようとする場合は、当該事業計画ごとに施設調書が作成されていることが望ましいこと。この場合、施設の種類については、それぞれの施設の内容が具体的に分かるよう記述されていることが望ましい。
- ③ 施設建設の開始予定時期が明示されていること。

[2の(1)の関係]

27号各号に掲げる要件（ニ：農業上の効率的かつ総合的な利用の促進、ホ：農業振興地域における土地利用の状況からみて農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当、へ：地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない、ト：へのほか、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない、チ：効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない、リ：土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない等）の妥当性について判断するため、施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況（特に農業上の土地利用の状況）について記述されていることが望ましいこと。

(2) 施設の用に供する土地

① 現況地目別面積

(単位：㎡)

	農地				採草 放牧 地	農業 用施 設用 地	山林 原野	その他	計
		田	畑	樹園地					
施設の用に供する 土地の規模(面積)									
うち農用地 区域									

② 内訳

土地の所在・地番	現況 地目	面積 (㎡)	農用地 区域内 外の別	土地改良 事業等受 益の有無
(合計)				

[2の(2)の①の関係]

施設の用に供する土地について、その面積が現況地目別に記述されていること。
また、その内数として農用地区域から除外されることとなる土地の面積について記述されていること。

[2の(2)の②の関係]

- ① 施設の用に供する土地が明らかとなるよう各筆ごとに所在、地番、現況地目、面積が記述されていること。
- ② 施設の用に供する土地それぞれについて、農用地区域内外の別、土地改良事業等の受益の有無についても分かるように記述されていることが望ましいこと。

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
全体受益面積 (ha)		
うち施設の用に供する土地の面積 (㎡)		
工期 (着工年度～完了年度)		
土地改良事業等の施行者等との調整内容又は調整に基づき行った行為の内容		

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

[2の(3)の関係]

- ① 施設の用に供する土地に係る土地改良事業等の実施状況が分かるよう事業名、事業の種類(ほ場整備事業、かんがい排水事業、農地開発事業等)等が記述されていること。
 その際、振興計画に位置付ける施設の用に供することとした農用区域内の土地が農振法施行規則第4条の3第1号ロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない受益地を含まないこととなることに留意すること。
- ② 土地改良事業等の工期として、工事の着工年度と完了年度(又は完了予定年度)が記述されていること。
 なお、工事完了年度(又は工事完了予定年度)とは工事完了公告(工事完了予定年度にあっては、事業計画の公告)により公示された工事完了日の属する年度(又は工事完了予定年度)であること。
- ③ 土地改良事業等の施行者との間において行われた調整の内容又は調整に基づき行った行為の内容について、具体的に記述されていること。
 また、土地改良施設の管理者と調整等が行われた場合は、その内容等についても合わせて記述されていることが望ましいこと。

[3の関係]

- ① 振興計画は地域の農業振興に関する計画であり、市町村整備計画の達成を促進する計画であるべきものであることから、振興計画に定められる施設が、振興計画の対象区域の農業の振興に及ぼす効果や市町村整備計画の達成に及ぼす効果を判断することができる内容となっていること。
- ② 振興計画本体に記述された農業振興の方向及び方策等、土地利用の方向と整合がとれた内容となっていること。
- ③ 地域の農業振興のための方策等の具現化のため、施設の建設等を予定している者と市町村の間において契約等を締結する予定がある場合等は、その内容について記述されていることが望ましいこと。
 なお、この場合、契約相手方の具体的名称を記述する必要はない。

[4の関係]

- 振興計画が27号各号に掲げる要件を満たしているか否かを的確に判断するためには、振興計画が以下に示す要件を満たすことを判断することができる内容となっていることが望ましいとともに、単に要件を満たしているか否にとどまらず、その判断理由が記述されていることが望ましいこと。
 なお、(1)から(3)までの要件については、振興計画本体に記載されることから、施設調書には、個別施設について特記すべき内容を記述することが望ましいこと。

<p>(1)① 農業委員会の意見の要旨（イの要件） ② 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）</p> <p>(2)① 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件） ② 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件） ③ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）</p> <p>(3) 定期的な検証を行う旨の明記（ハの要件） ① 検証の時期 ② 検証の方法 ③ 客観性の確保の方法 ④ 検証結果の公表する旨 ⑤ 検証後講ずる措置 ⑥ 検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際してそれぞれ反映する旨</p> <p>(4) 農用地区域から除外される土地の規模の妥当性（ニの要件）</p> <p>(5)① 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性（ホの要件）</p> <p>② 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由（ホの要件）</p>	<p>[4の(4)の関係（ニの要件）]</p> <p>① 振興計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて妥当な規模であることが判断できる内容となっていること。 なお、本要件の妥当な規模とは、農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみた妥当な規模であり、振興計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模ではないこと（計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模については、27号ホに掲げる要件となる。）。</p> <p>② 振興計画は、地域の農業振興を促進する観点から定めるものであることから、土地改良事業等の受益地や振興計画の対象区域内の農用地区域の相当部分を転用するものなど、農用地区域からの除外面積が大きく当該転用により地域の農業振興に支障を及ぼすおそれがあるような規模の施設を定める計画は、27号ニに掲げる要件を満たさないこと。</p> <p>[4の(5)の①関係（ホの要件）]</p> <p>① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることを判断することができる内容となっていること。</p> <p>② 振興計画に定められた施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断することができる内容となっていること。</p> <p>③ 必要に応じて記述内容を補足する資料が添付されていること。</p> <p>[4の(5)の②関係（ホの要件）]</p> <p>① 振興計画の対象区域内において、農用地区域外に立地し得る土地がないと判断</p>
---	--

(6) 地域計画の達成に与える影響（への要件）

することができる内容となっていること。

例えば、農用地区域以外の土地に施設の建設等が可能な土地があるにもかかわらず、施設の建設等のために農用地区域からの除外を行う場合や農用地区域以外の土地を併せて利用することが可能であるにもかかわらず、施設全体を農用地区域内の土地で対応する場合などについては、要件を満たさないこと。

なお、土地所有者の了承を得ていることや土地の価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは、適当ではないこと。

- ② 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることが要件であり、農用地区域内の土地のみを対象として代替性を検討したものは要件を満たさないこと。
- ③ 必要に応じて検討に係る土地の位置及びその付近の土地利用の状況を示した図面や位置の検討に係る土地の一覧表等が添付されていること。

〔4の(6)の関係（への要件）〕

農用地区域から除外して施設の建設等を行うことにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容の記述が必要であること。

例えば、

- ① 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合
 - ② 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合
 - ③ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合
- 等については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるものとして、27号へに掲げる要件を満たさないものと考えられること。

(7) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響（トの要件）

〔4の(7)の関係（トの要件）〕

- ① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、(6)のほか、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容の記述が必要であり、施設の建設等に係る事業計画に、土砂流失防止のための土留めを設けることや農業用排水路の付け替えを行うなどの周辺農地への被害防除措置が記述されていることをもっては27号トに掲げる要件を満たすことにはならないこと。

- ② 農用地区域内の農用地等を農用地等以外の用途に供することによって、その周辺において農業を行う者の農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがある場合には27号トに掲げる要件を満たさないこと。

したがって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であり、やむを得ず農用地区域内の土地で対応する場合であっても、当該土地が除外された後に

	<p>において、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないと判断される土地を除外するものであることが必要であり、例えば、集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、土地改良事業や農地流動化施策の円滑な実施に支障が生じるおそれがあると判断される場合には、27号トに掲げる要件を満たさないものと考えられること。</p> <p>③ 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地等以外の用途に供する場合は、地域の農業を担う者への農地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないことについて十分検討されていると判断することができる内容となっていること。</p>
<p>(8) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ (チの要件)</p>	<p>[4の(8)の関係 (チの要件)]</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容となっている必要があることから、当該者へ集積されている又は集積される見込みの土地の所在を明らかにした資料により判断されることが望ましいこと。</p> <p>また、当該土地が地域計画の区域内の場合には、(6)より、農業を担う者が特定されているとき又は農業を担う者の確保が見込まれているときにおいて、その者に係る地域計画の区域内の当該土地を農用地等以外の用途に供することは、地域計画の達成に支障を及ぼすため当該要件を満たさないこととされていることから、(6)による判断結果を踏まえて、本要件の判断を行うことが可能と解されること。</p>
<p>(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響 (リの要件)</p>	<p>② 当該者に対する農用地の集積については、経過とともに変化することが考えられるため、農用地区域に含まれない土地とするための市町村整備計画の変更の都度、変化の状況を踏まえ判断することが望ましいこと。</p> <p>③ 当該者へ集積されている農地及び集積される見込みのある農地がある場合には、必要な措置が講じられることが記述されていること。</p>
<p>(10) 面的整備事業の受益地の有無 (ヌの要件)</p>	<p>[4の(9)の関係 (リの要件)]</p> <p>① 施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容となっていること。</p> <p>また、土地改良施設の有する機能の低下等のおそれがある場合には、現機能の維持のための措置について明示されていること。</p> <p>② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合には、その内容について記述されていること。</p> <p>また、必要に応じて土地改良施設を管理する者が同意をしている旨の書類が添付されていること。</p> <p>[4の(10)の関係 (ヌの要件)]</p> <p>① 振興計画に位置付ける施設の用に供することとした農用地区域内の土地が農振</p>

<p>(11) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無（ルの要件）</p>	<p>法施行規則第4条の3第1号のロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない受益地には振興計画に位置付ける施設の用地を定め得ないこと。</p> <p>[4の(11)の関係（ルの要件）]</p>
<p>(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み（ヲの要件）</p>	<p>① 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該事業が担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間が一定の期間を超えている等の要件が課されていることから、農地中間管理権の存続期間においては、農用地等以外の用途に供される土地に含めないこと。</p> <p>[4の(12)の関係（ヲの要件）]</p>
<p>(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分の見込み（ワの要件）</p>	<p>① 施設の建設等に係る事業計画等から、施設の用に供するための事業が計画策定後5年を超えない日までに開始されると判断することができる内容となっていること。 なお、振興計画策定後5年以内に新たな施設の追加等により計画内容を変更することも想定されるが、27号ヲに掲げる要件を満たすためには、振興計画の変更の日（振興計画に新たな施設が追加された日）からではなく、策定の日から5年を超えない日までに追加された施設の整備事業が開始される見込みがある必要があること。</p> <p>② 施設の整備に係るスケジュール等を記述した資料が添付されていることが望ましい。</p> <p>[4の(13)の関係（ワの要件）]</p>
<p>(14) 土地改良事業等施行者の同意（カの要件）</p>	<p>① 行政庁による許可等の処分の見込みについて記述されていること。 なお、行政庁の許可等の処分の見込みは書面により判断することが適当であり、振興計画に当該書面が添付されていることが望ましい。</p> <p>② 振興計画の案を縦覧する時点においては、記述することができる範囲の記述で差し支えないと考えられること。</p> <p>[4の(14)の関係（カの要件）]</p>
<p>5 施設調書に係る添付書類 (1) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件に関する書面等 ① 農業委員会の意見書 ② . . .</p>	<p>① 振興計画に定める施設の用に供する土地に土地改良事業等を実施中の土地が含まれる場合には、土地改良事業等の施行者の同意を得たことが記述されていること。</p> <p>② 土地改良事業等の施行者の同意は書面により判断することが適当であり、振興計画に当該書面が添付されていることが望ましい。</p> <p>③ 振興計画の案を縦覧する時点においては、記述することができる範囲の記述で差し支えないと考えられること。</p>

(2) 図面等

- ① 施設の用に供する土地の位置図
- ② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図
- ③ 農用地区域の変更に係る図面
- ④ . . .

(施設番号：〇〇－１－０２)

. . .
. . .

(施設番号：〇〇－１－０３)

. . .
. . .

[5 の (1) の関係]

農業委員会の意見書については、振興計画本体に添付するもので足りる場合には、添付は不要であること。

土地改良事業等施行者の同意書等 27 号各号に掲げる要件を満たすことを判断するために必要な書面が添付されていること。

[5 の (2) の関係]

① 位置図は、施設調書に記述した施設ごとに、施設の建設予定地の周辺における土地利用の状況が分かる 2 千 5 百分の 1 ないし 5 千分の 1 程度の縮尺の図面に施設の用に供する土地の範囲が明示されていること。

② 施設の用に供する土地の区域内における施設の配置計画を明示した図面が添付されていること。

③ 農用地区域変更予定図は、施設の用に供する土地の地番等が明示された 5 百分の 1 ないし 2 千 5 百分の 1 程度の縮尺の図面に、農用地区域から除外する土地について各筆ごとに明示されていること。

④ その他必要に応じ、図面等が添付されていること。

【様式第 14 号】

開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

下記により開発行為（ ）をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積 m ²	農用地利用計画で指定された用途	土地の所有者 使用収益権者	
			登記簿	現況				
2 開発行為後の土地又は建築物等の用途								
3 工事予定年月日	着手 年 月 日～完了 年 月 日							
4 工事計画の概要	① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ² 盛土 m ²	地盤、土質の状況		
		土留及び法面処理の方法						
		工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	② 開発行為が鉱物の掘採、土、岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕の方法			土地の形質を変更する面積		m ²	
		" 量			掘採(採取、集積等)後の土地の形状			
		" 設備						
		工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び構造		
		工事完了後の排水処理の方法						
	5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要								
7 資金計画及びその調達計画								
8 その他参考となるべき事項								

(様式第 14 号記載上の注意)

- 1 表外のかっこ内は、例えば、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採等開発行為の種類を記載すること。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄には、地盤の硬軟及び土質の砂質又は粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄には、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等を、それぞれに記載するとともに、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄には、工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事用用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 3 4の②の「掘採（採取、集積等）の方法」欄には、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採（採取、集積等）後の土地の形状」欄には、掘採前と同様の形状とする等を、それぞれ記載すること。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄には、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡等を、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等と簡明に記載するとともに、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要として、例えば、砂利の採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載すること。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれのある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載すること。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

【様式第 15 号】

番 号
年 月 日

〇〇広域振興局農政（林）部長 様

市 町 村 長

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 3 項の規定による許可申請書の送付
について

このことについて、別添のとおり申請があったので、送付します。

【様式第 16 号】

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 3 項の規定による許可申請に係る意見書

市 町 村 長

申請人の住所、氏名又は 名称及び代表者の氏名		住 所 氏 名 〔名称及び代 表者の氏名〕	
開 発 行 為 の 内 容			
申 請 に 係 る 事 項	土地の所在、面積	所 在	都道 市 町 大字 番地 府 県 郡 村
		合 計 面 積	m ²
	農用地利用計画で指 定された用途		
	開発行為後の土地又 は建築物等の用途		
開 発 行 為 に 対 す る 事 項	事 項	意見及び意見決定の理由	
	1 法第 15 条の 2 第 4 項第 1 号	※ 該当する	該当しない (その理由)
	2 同項第 2 号	※ 該当する	該当しない (その理由)
	3 同項第 3 号	※ 該当する	該当しない (その理由)
	4 総合意見		
	5 許可相当と認め られる場合に付す べき条件		
	6 その他参考とな るべき事項		

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印をつけ、下欄にその理由を記載すること。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況について記載すること。

【様式第 17 号】

番 号
年 月 日

農業振興課総括課長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による開発許可に係る農業委員会ネットワーク機構の意見聴取申請書

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 6 項（又は第 7 項）に基づき、下記事案について農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取してください。

記

別添調書のとおり。

【様式第 17 号別添】

開 発 許 可 申 請 調 書

番号	市町村名	申 請 人	申 請 土 地			開 発 計 画	農用地利用計画上の用途	権 利 関 係	事 業 費	実 施 期 間	適 用
			地 番	地 目	面 積 m ²						

※ 開発許可申請書【様式第 14 号】及び市町村の意見書【様式第 16 号】の写しを添付すること。

【様式第 18 号】

岩手県指令 第 号

(住所)

(氏名又は名称)

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定により、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

岩手県知事 印

- 1 許可の期間は許可の日より 年とする。
- 2 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- 3 開発行為の施工中において適切な防災措置を講ずること。
- 4 開発行為を中止し、又は廃止する場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- 5 開発に当たっては、周辺農用地及び農道を損破しないように措置すること。
- 6 許可に係る開発行為が完了するまでの間、定期的（本件許可の日から 3 か月後及びその後 6 か月ごと）に工事の進捗状況を報告すること。
- 7 許可に係る工事を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合には、遅滞なくその旨を報告すること。

〔注意事項〕

本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他の不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 第 1 項の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることがあります。

〔教示〕

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内又は当該裁決の日から 1 年以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【様式第 19 号】

岩手県指令 第 号

(住所)

(氏名又は名称)

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、次の理由により農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 4 項に該当すると認められるので、許可しません。

年 月 日

岩手県知事

印

1

2

3

〔教示〕

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内又は当該裁決の日から 1 年以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【様式第 20 号】

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による開発許可通知書
このことについては、別添指令書のとおり許可した（許可しない）ので通知します。
なお、指令書は、貴職から申請者に交付してください。

【様式第 21 号】

年 月 日

岩手県知事 様

開発行為者 住所
氏名又は名称

開発許可後の工事進捗状況報告書

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定により開発許可となった土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

許可年月日等	年 月 日 岩手県指令 第 号
開発行為の内容	
着工年月日	年 月 日

1 進捗状況

許可面積又は 造成面積 m^2 採取量 m^3 (進捗率%)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	完了予定 年 月 日
m^2 m^3	m^2 m^3 (%)	m^2 m^3 (%)	m^2 m^3 (%)	m^2 m^3 (%)	m^2 m^3

2 工事が当初計画どおり進捗していない場合（遅延、未着工）は、その理由及び今後の見通し

【様式第 22 号】

年 月 日

岩手県知事 様

開発行為者 住所
氏名又は名称

工事完了（中止、廃止）報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で許可になった開発行為については、工事を完了（中止、廃止）したので下記のとおり報告します。

記

- 1 開発行為完了（中止、廃止）年月日
- 2 開発行為を中止又は廃止した理由
- 3 開発行為を完了（中止、廃止）した後の土地の整備状況

注）土地の現場写真を添付すること

【様式第 24 号】

番 号
年 月 日

農業振興課総括課長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

年開発許可状況報告書

このことについて、「市町村農業振興地域整備計画の管理等に係る事務処理要領」第6の5の(7)に基づき、別添のとおり報告します。

注) 開発許可台帳【様式第 23 号】の写しを添付すること。

【様式第 25 号】

違反開発事案報告書

番 号
年 月 日

岩手県知事様

市町村長

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定に該当すると認められる事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反開発発生年月日	年 月 日			
違反開発の内容						
違反行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名						
違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地番	地目	面積	建築物等	
			登記簿		現況	棟数
				m ²	棟	m ²
違反行為に係る土地の農用地利用計画で指定された用途						
土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反行為に関する面積	施行時期	
法第 15 条の 2 第 1 項の許可を得ている場合の開発許可処分の内容 (開発許可条件等に違反している場合に記載すること)	許可年月日					
	許可に係る用途					
	許可に付した条件					
	許可を受けた開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)				
違反行為に至るまでの経過						
開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼす影響						
他法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況						
関係者からの事情聴取の内容						
市町村のとした措置						
市町村の意見						
その他参考となるべき事項						

(添付書類)

- 1 違反開発に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1/2,500 及び 1/25,000 程度の図面
- 2 その他現場写真等参考となる資料

【様式第 26 号】

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名

履 行 完 了 届 出 書

年 月 日付け 第 号で通知（勧告、命令）のあったことについて、
その履行を完了したので届け出ます。

記

1 履行完了年月日

年 月 日

2 履行状況

別添のとおり

※ 現場写真・図面等、履行状況を確認できる資料を添付すること。

【様式第 27 号】

番 号
年 月 日

〇〇広域振興局農政（林）部長 様

市 町 村 長

履行完了届出書の送付について
このことについて、別添のとおり提出されたので送付します。

記

1 違反開発行為者

住所

氏名

2 履行完了確認等

(1) 完了確認年月日

年 月 日

(2) 完了確認者

職

氏名

【様式第 28 号】

番 号
年 月 日

〇〇広域振興局農政（林）部長 様

市 町 村 長

違反開発事案の命令に係る履行状況報告書

年 月 日付け 第 号で命令のあった違反開発事案について、履行状況を下記のとおり報告します。

記

1 違反開発行為者

住所

氏名

2 履行状況

3 履行が遅滞している理由

4 履行指導状況（経過）

【様式第 30 号】

番 号
年 月 日

農業振興課総括課長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

違 反 開 発 事 案 報 告 書

このことについて、（市町村）長から報告書の提出があったので、「市町村農業振興地域整備計画の管理等に係る事務処理要領」第7の4の(1)により、別添のとおり報告します。

※ 市町村長から提出された様式第 25 号及び様式第 33 号の写しを添付すること。

【様式第 31 号】

通 知 書

番 号
年 月 日

違反開発行為者名

岩手県知事 印

貴殿は、次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 3 の規定に掲げる者に該当するので、直ちに当該開発行為を中止されたい。（又は復旧に必要な行為をされたい。）

これに応じない場合には、同条の規定による命令をする方針であるので、これに対し意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に書面により又は当庁に出頭してその事情を弁明されたい。

なお、口頭により弁明される場合には、その際にその要旨を書面により提出されたい。

違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地 番	地 目		面 積	建築物等	
			登記簿	現 況		棟 数	面 積
					m ²	棟	m ²
法第 15 条の 3 に該当する内容及びその理由							

(注) この通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職に連絡すること。

命 令 書

番 号

年 月 日

違反開発行為者名

岩手県知事

印

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 3 の規定に基づき、下記土地（又は建築物その他の工作物）に係る開発行為の を命ずる。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物の表示
- 2 命令の内容
- 3 命令する理由
- 4 復旧完了の時期
- 5 その他必要な事項

〔注意事項〕

- 1 この命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により市町村長を経由して当職あてに届け出ること。
- 2 この命令の履行を定められた期日までに完了できなかったときは、その理由及び命令の履行状況についての報告書を市町村長を経由して当職あて提出すること。

〔教示〕

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内又は当該裁決の日から 1 年以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【様式第 33 号】

勧告対象事案報告書

番 号
年 月 日

岩手県知事様

市町村長

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 16 条第 1 項の規定に該当すると認められる事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	勧告すべき事態が発生した年月日		年 月 日			
開発行為の内容							
開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名							
開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地番	地目		面積	建築物等	
			登記簿	現況		棟数	面積
				m ²	棟	m ²	
勧告を必要とする理由	〔 開発行為により農用地域内において災害を発生させ又は農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼしている事態の態様、程度及びその他の事情を具体的に記載すること。 〕						
市町村のとした措置							
市町村の意見及び勧告すべき内容							
その他参考となるべき事項							

（添付書類） 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

【様式第 34 号】

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反開発行為者名

岩手県知事 印

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記土地（又は建築物その他の工作物）に係る開発行為について次のとおり勧告する。

なお、措置を講ずべき期間内に必要な措置を行わないときは、勧告に従わなかった旨及び勧告の内容を公表することがある。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物
- 2 勧告の内容
- 3 勧告する理由
- 4 措置を講ずべき期間
- 5 その他必要な事項

〔注意事項〕

- 1 この勧告の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この勧告の履行を定められた期日までに完了できなかったときは、その理由及び勧告の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。

年度事業（計画）と農業振興地域制度との関連検討表

岩 手 県

事業名 ①		事業地区名 ②		市町村名 ③		
農振地域指定年度 ④		市町村整備計画策定年度 (最終変更年度) ⑤		市町村整備計画変更の場合の予定年月 ⑥		
		()		公告 縦覧	知事 同意	
市町村整備計画との整合の有無及び 整合していない場合の概要 ⑦						
		規模 ⑬	農業振興地域		農業振興 地域外⑬	推進通知との関係及び 特記事項等⑬
			農用地区域⑭	農用地区域外 ⑮		
事業の 受益 面積	全 体	h a	h a	h a	h a	
	農業生産基 盤⑧					
	農業近代化 施設⑨					
	その他⑩					
施設 の 設 置 場 所	農業近代化 施設⑪					
	その他⑫					

確 認 欄 ⑭	市町村				広域振興局	
	事業担当者 氏名	確認年月日	農業振興地域制 度担当者 氏名	確認年月日	農業振興地域 制度担当者 氏名	確認年月日
		年 月 日		年 月 日		年 月 日

年度事業（計画）と農業振興地域制度との関連検討表

岩 手 県

事業名 ①		事業地区名 ②		市町村名 ③			
農振地域指定年度 ④		市町村整備計画策定年度 (最終変更年度) ⑤		市町村整備計画変更の場合の予定年月 ⑥			
		()		公告 縦覧		知事 同意	
市町村整備計画との整合の有無及び 整合していない場合の概要 ⑦							
		規模 ⑬	農業振興地域		農業振興地 域外⑬	推進通知との関係及び 特記事項等⑭	
			農用地区域⑭	農用地区域 外⑮			
事業の 受益面積	全 体	h a	h a	h a	h a		
	農業生産 基盤⑧						
	農業近代 化施設⑨						
	その他⑩						
施設 の 設置場 所	農業近代 化施設⑪						
	その他⑫						

確 認 欄 ⑮	農業振興課	
	氏 名	確認年月日
		年 月 日

(記入上の注意)

- 1 本検討表は、具体的に事業計画を定める場合に作成すること。(ただし、事業計画地域及び調査地区の選定、指定等に係る場合は、この限りではない。)
- 2 ①は、事業の名称とすること。
- 3 ②は、事業等の実施に係る地区の名称とすること。
- 4 ③は、市町村名とすること。
- 5 ④は、農業振興地域(以下「農振地域」という。)の指定年度とすること。
- 6 ⑤は、市町村整備計画の当初の策定年月日(県知事許可年月日)を記入すること。また、法第12条の2に定める基礎調査に基づく見直しにより市町村整備計画を変更した場合の最近時の計画変更年月日をその下段に括弧書きで記入すること。
- 7 ⑥は、市町村整備計画の変更の予定がある場合には、その予定年月を記入すること。
- 8 ⑦は、市町村整備計画との整合は、推進通知記の2、農業上の用途、マスタープランとの整合の有無及び整合していない場合の概要を記入すること。
- 9 ⑧は、その事業等の内容が「生産基盤整備開発」に係るものについて、記入すること。これらの事業は、原則として農用地区域を対象として実施すること。
- 10 ⑨は、「近代化施設整備」に係る事業の種類を生産関係施設に係るものについて、記入すること。これらの農業生産及び農産物の流通のための施設の整備に係る事業は、原則として農用地区域を対象として実施することとし、これらの施設の設置場所については、農振法施行規則第1条に該当する施設にあっては農業用施設用地として農業上の用途が指定されている土地に計画的に配置するよう努めること。
- 11 ⑩は、⑧及び⑨以外の事業等の種類を具体的に記入すること。例えば、「集会施設」、「研修施設」、「農村公園」、「土地取得」等とすること。
- 12 ⑧～⑩は、事業の受益面積及び施設の設置場所を、事業内容別に記入すること。また、事業の受益面積のうち⑨及び⑩について、受益範囲を面積で表示できない場合は、受益農家の戸数を()で記入すること。
- 13 ⑪及び⑫は、設置する施設の内容(用地の規模、処理能力等)について記入するとともに、施設の設置場所に該当する区分の欄(⑭～⑯)に○印を付すこと。
- 14 ⑭は、農振法第8条第2項第1号の農用地区域であること。
- 15 ⑮は、農振地域のうち農用地区域以外の土地の区域(いわゆる農振白地)であり、⑧及び⑨に係る事業は原則として当該区域を対象として実施できない。
- 16 ⑯は、農振地域以外の土地の区域(市街化区域、用途地域等)で、原則として農業施設の対象とできない。
- 17 ⑰は、推進通知記の2の区分及び特記事項を記入すること。

【様式第 37 号】

番 号
年 月 日

農業振興課総括課長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長

年 月農業振興地域整備計画変更協議状況報告書

このことについて、「市町村農業振興地域整備計画の管理等に係る事務処理要領」第 8 の 2 の (2) に基づき別紙のとおり報告します。

(市町村名)

(m²)

	件数	用途区分別面積					現状地目別面積								
		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	山林原野	計	
農用地区域からの除外	一般住宅														
	農家住宅														
	植林														
	学校・公民館等														
	住宅団地														
	工業用地														
	資材置場														
	ゴルフ場														
	道路・鉄道等														
	その他														
	小計														
農用地区域への編入															
用途区分の変更															
計															

- 注 1 面積減は△印を付すること。
 2 市町村ごとに別葉とすること。
 3 当該年の台帳【様式第 36 号】の写し及び法施行令第 4 条第 1 項による申出書の写し（農用地利用計画の変更概要を含む）、法第 12 条第 1 項による公告の写しを添付すること。

岩手県農林水産部長 様

市 町 村 長

〇〇景観農業振興地域整備計画策定（変更）事前協議書

計画策定の場合

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の規定に基づいて定めた標記計画案について、別添資料を添えて事前協議します。

計画変更の場合

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の規定に基づいて定めた標記計画を下記のとおり変更したいので、別添資料を添えて事前協議します。

記

1 策定理由（変更理由）

2 計画内容一覧（変更内容一覧）

該当項目	（ 変 更 ） 計 画 項 目	附 属 資 料
	1 景観農業振興地域整備計画の区域 2 区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項 3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項 4 農用地等の保全に関する事項 5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	

注 1）該当項目に○印を付すること。

注 2）附属資料は、（変更）計画項目に対応する資料を添付すること。

【様式第 39－1 号】

〇〇市(町、村)告示 号

計画策定の場合

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の規定により、〇〇景観農業振興地域整備計画を策定するので、同条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該計画の案及び当該計画を定めようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

計画変更の場合

〇〇景観農業振興地域整備計画を、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同じく準用する農振法第 13 条第 4 項及び第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

当市（町、村）の住民は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の案（変更案）について、市（町、村）に意見を提出することができる。

また、当該計画の区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該計画案（当該計画の変更案）に対して異議があるときは、平成 年 月 日（※縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日目の日。）までに市（町、村）にこれを申し出ることができる。

年 月 日

〇〇市（町、村）長

○ ○ ○ ○

- 1 景観農業振興地域整備計画案（変更案）及び策定理由書（変更理由書）の縦覧期間
自 年 月 日（注：公告年月日）
至 年 月 日（注：公告年月日の翌日から起算しておおむね 30 日目の日。ただし
当該日が休日のときは、休日でないその次の平日。）
- 2 景観農業振興地域整備計画案（変更案）の縦覧場所
〇〇市役所（町、村役場） 〇〇市（町、村）〇〇番地
- 3 意見書の処理方法

計画策定の場合

景観法第 55 条第 4 項において準用する農振法第 12 条第 1 項の規定により、当該計画を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告する。

計画変更の場合

景観法第 55 条第 4 項において準用する農振法第 13 条第 4 項及び第 12 条第 1 項の規定により、当該計画の変更を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告する。

【様式第 39－2 号】

- ○ 景観農業振興地域整備計画を定めようとする理由
- (○ ○ 景観農業振興地域整備計画を変更しようとする理由)

【様式第 40-1 号】（事前協議を行った場合の様式）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

〇〇景観農業振興地域整備計画策定（変更）協議書

計画策定の場合

年 月 日付 第 号で事前協議の回答があった標記計画について、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき協議します。

計画変更の場合

年 月 日付 第 号で事前協議の回答があった標記計画の変更について、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 8 条第 4 項の規定に基づき協議します。

記

- 1 景観農業振興地域整備計画案（変更案）の公告縦覧期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 地域住民からの意見書の提出の有無
有・無
- 3 異議申出期間及び異議申出の有無
(1) 異議申出期間： 年 月 日から 年 月 日まで
(2) 異議申出の有無：有・無
- 4 計画（変更）に係る関係団体の意見等（別添）
 - (1) 農業委員会
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 土地改良区
 - (4) 森林組合
 - (5) その他

注 1) 様式第 39-1 号による告示及び様式第 39-2 号による当該計画を策定（変更）しようとする理由を記載した書面の写しを添付すること。

注 2) 意見書の提出があった場合には、その要旨と処理結果を記載した書面を添付すること。

注 3) 異議申出があった場合には、その処理結果（調整経過を含む）を記載した書面を添付すること。

岩手県知事 様

市 町 村 長

〇〇景観農業振興地域整備計画策定（変更）協議書

計画策定の場合

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の規定に基づいて定めた標記計画案について、同条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき協議します。

計画変更の場合

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の規定に基づいて定めた標記計画を下記のとおり変更したいので、同条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 8 条第 4 項の規定に基づき協議します。

記

1 策定理由（変更理由）

2 変更内容一覧

該当項目	（ 変 更 ） 計 画 項 目	附 属 資 料
	1 景観農業振興地域整備計画の区域 2 区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項 3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項 4 農用地等の保全に関する事項 5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	

注 1) 該当項目に○印を付すること。

注 2) 附属資料は、（変更）計画項目に対応する資料を添付すること。

3 景観農業振興地域整備計画案（変更案）の公告縦覧期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 地域住民からの意見書の提出の有無

有・無

5 異議申出期間及び異議申出の有無

(1) 異議申出期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 異議申出の有無：有・無

6 計画（変更）に係る関係団体の意見等（別添）

(1) 農業委員会

(2) 農業協同組合

(3) 土地改良区

(4) 森林組合

(5) その他

注1) 様式第39-1号による告示及び様式第39-2号による当該計画を策定（変更）しようとする理由を記載した書面の写しを添付すること。

注2) 意見書の提出があった場合には、その要旨と処理結果を記載した書面を添付すること。

注3) 異議申出があった場合には、その処理結果（調整経過を含む）を記載した書面を添付すること。

【様式第 41 号】

〇〇市(町、村)告示 号

計画策定の場合

〇〇景観農業振興地域整備計画を定めたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該〇〇景観農業振興地域整備計画書を次により常時縦覧に供する。

計画変更の場合

〇〇景観農業振興地域整備計画を変更したので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 12 条第 1 項の規定により公告し、同第 12 条第 2 項の規定により当該変更後の〇〇景観農業振興地域整備計画書を次により常時縦覧に供する。

（意見書の提出があった場合）

当該計画に対して提出された意見書の要旨とその処理結果を記載した書面も合わせて常時縦覧に供する。

年 月 日

〇〇市（町、村）長

○ ○ ○ ○

〇〇景観農業振興地域整備計画書の縦覧場所

〇〇市役所（町、村役場）

〇〇（町、村）番地

【様式第 42-1 号】（大臣あての様式）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 様

市 町 村 長

景観農業振興地域整備計画書写しの送付について

計画策定の場合

このことについて、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

計画変更の場合

このことについて、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 景観農業振興地域整備計画書 | 1 部 |
| 2 その他計画書附図（各種） | 各 1 部 |

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長

景観農業振興地域整備計画書写しの送付について

計画策定の場合

このことについて、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

計画変更の場合

このことについて、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 景観農業振興地域整備計画書 | 6 部 |
| 2 その他計画書附図（各種） | 各 6 部 |
| 3 決定公告の写し | 2 部 |

注）送付部数には農林水産省分を含んでいない。

送付部数には振興局農政（林）部分を含んでいる。

【様式第 43 号】

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

岩手県農林水産部長

〇〇景観農業振興地域整備計画策定（変更）事前協議回答書

（※ 意見が無い場合）

年 月 日付け 第 号により事前協議のあったこのことについては、
異存ありません。

計画策定の場合

については、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の
整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 11 条に基づく所定の手続きを進めて下さい。

計画変更の場合

については、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 4 項において準用する農業振興地域の
整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項及び第 11 条に基づく所定の手続きを
進めて下さい。

（※ 意見がある場合）

年 月 日付け 第 号により事前協議のあったこのことについては、
下記の事項について再検討して下さい。

記

再検討を要する事項及びその理由

【様式第 44 号】

番 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事

〇〇景観農業振興地域整備計画の策定（変更）について

（※ 意見がない場合）

年 月 日付け 第 号により協議のあったこのことについては、異存
ありません。

（※ 意見がある場合）

年 月 日付け 第 号により協議のあったこのことについては、下記
の事項について再検討して下さい。

記

再検討を要する事項及びその理由

〇〇市（町村）において農用地区域から除外する土地の定義

自然的、経済的及び社会的条件からみて、農振法第 10 条第 3 項に該当しなくなり、農振農用地とすることが適当でないと判断できる以下の各号のいずれかに該当する土地については、転用事業計画が無い場合においても農用地区域から除外できるものとする。

1 集落介在農地

集落介在農地は、以下の 4 項目全てに該当する農用地とする。

- (1) 概ね 3 辺以上が、宅地等農用地以外の土地と接していること。
- (2) 生産性が低く、将来宅地等と一体的に利用することが適当と認められること。
- (3) 集团的農地としての利用が困難と認められること。
- (4) 1 団地の規模が原則として概ね 0.5ha 以下であること。

2 山間介在農地

山間介在農地は、以下の 3 項目全てに該当する農用地とする。

- (1) 当該農用地周辺の山林原野に、農地開発の予定がないこと。
- (2) 将来とも農業の近代化を図ることが困難と認められること。
- (3) 1 団地の規模が原則として概ね 1 ha 以下であること。

3 現況山林・原野等

現況山林・原野等は、以下のいずれかに該当し、今後も農地として開発の見込みのない土地とする。

- (1) 将来農地として開発する予定で農用地区域に編入していた山林・原野等
- (2) 農地に該当しない旨の農業委員会の証明書が出る見込みのある山林・原野等